

令和 7 年度

労働保険事務組合事務手続きの手引

神奈川県労働局総務部労働保険徴収課事務組合係

〒231-0015 横浜市中区尾上町 5-77-2 大和地所馬車道ビル 9 階

TEL 045(650)2866

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/>

令和7年度の 年度更新の申告・納付は 6月 1日から 7月10日までです。

口座振替納付の場合
申告は7月10日までで
納付は9月 8日です。

第2期納付期限 11月14日
第3期納付期限 2月16日

⑨引き落とし日には「口座振替事前通知ハガキ」に記載された額が引き落とされますので、委託事業場に滞納がある場合には口座を空にし、納付書により金融機関窓口で納入してください。

電子申請・電子納付も可能です。

電子申請の詳しい内容については、

「電子政府の総合窓口（e-Gov）」の「電子申請システム」

<https://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html> を御覧ください。

電子申請の操作方法等については、

「電子政府利用支援センター」

<https://www.e-gov.go.jp/faq/supportcenter/index.html> を御覧ください。

特別加入保険料月割算定基礎額早見表

給付基礎 日 額	保 険 料 算定基礎額	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
25, 000	9, 125, 000	760, 417	1, 520, 834	2, 281, 251	3, 041, 668	3, 802, 085	4, 562, 502	5, 322, 919	6, 083, 336	6, 843, 753	7, 604, 170	8, 364, 587
24, 000	8, 760, 000	730, 000	1, 460, 000	2, 190, 000	2, 920, 000	3, 650, 000	4, 380, 000	5, 110, 000	5, 840, 000	6, 570, 000	7, 300, 000	8, 030, 000
22, 000	8, 030, 000	669, 167	1, 338, 334	2, 007, 501	2, 676, 668	3, 345, 835	4, 015, 002	4, 684, 169	5, 353, 336	6, 022, 503	6, 691, 670	7, 360, 837
20, 000	7, 300, 000	608, 334	1, 216, 668	1, 825, 002	2, 433, 336	3, 041, 670	3, 650, 004	4, 258, 338	4, 866, 672	5, 475, 006	6, 083, 340	6, 691, 674
18, 000	6, 570, 000	547, 500	1, 095, 000	1, 642, 500	2, 190, 000	2, 737, 500	3, 285, 000	3, 832, 500	4, 380, 000	4, 927, 500	5, 475, 000	6, 022, 500
16, 000	5, 840, 000	486, 667	973, 334	1, 460, 001	1, 946, 668	2, 433, 335	2, 920, 002	3, 406, 669	3, 893, 336	4, 380, 003	4, 866, 670	5, 353, 337
14, 000	5, 110, 000	425, 834	851, 668	1, 277, 502	1, 703, 336	2, 129, 170	2, 555, 004	2, 980, 838	3, 406, 672	3, 832, 506	4, 258, 340	4, 684, 174
12, 000	4, 380, 000	365, 000	730, 000	1, 095, 000	1, 460, 000	1, 825, 000	2, 190, 000	2, 555, 000	2, 920, 000	3, 285, 000	3, 650, 000	4, 015, 000
10, 000	3, 650, 000	304, 167	608, 334	912, 501	1, 216, 668	1, 520, 835	1, 825, 002	2, 129, 169	2, 433, 336	2, 737, 503	3, 041, 670	3, 345, 837
9, 000	3, 285, 000	273, 750	547, 500	821, 250	1, 095, 000	1, 368, 750	1, 642, 500	1, 916, 250	2, 190, 000	2, 463, 750	2, 737, 500	3, 011, 250
8, 000	2, 920, 000	243, 334	486, 668	730, 002	973, 336	1, 216, 670	1, 460, 004	1, 703, 338	1, 946, 672	2, 190, 006	2, 433, 340	2, 676, 674
7, 000	2, 555, 000	212, 917	425, 834	638, 751	851, 668	1, 064, 585	1, 277, 502	1, 490, 419	1, 703, 336	1, 916, 253	2, 129, 170	2, 342, 087
6, 000	2, 190, 000	182, 500	365, 000	547, 500	730, 000	912, 500	1, 095, 000	1, 277, 500	1, 460, 000	1, 642, 500	1, 825, 000	2, 007, 500
5, 000	1, 825, 000	152, 084	304, 168	456, 252	608, 336	760, 420	912, 504	1, 064, 588	1, 216, 672	1, 368, 756	1, 520, 840	1, 672, 924
4, 000	1, 460, 000	121, 667	243, 334	365, 001	486, 668	608, 335	730, 002	851, 669	973, 336	1, 095, 003	1, 216, 670	1, 338, 337
3, 500	1, 277, 500	106, 459	212, 918	319, 377	425, 836	532, 295	638, 754	745, 213	851, 672	958, 131	1, 064, 590	1, 171, 049

目 次

年間事務処理手順	(1)
第1章 労働保険料等の申告	(2)
事務組合の年度更新	(2)
1. 年度更新の流れ	(2)
【労働保険対象者の範囲】	(5)
【賃金総額算入早見表】	(7)
【労働保険料等算定基礎賃金等の報告】〈記載例〉	(9)
【労働保険料等納入通知書】〈記載例〉	(11)
2. 「保険料・一般拠出金申告書内訳」「保険料・一般拠出金申告書」の作成	(12)
(1) 「保険料・一般拠出金申告書内訳」の作成要領	(12)
【保険料・一般拠出金申告書内訳】【保険料・一般拠出金申告書】〈記載例〉	(13)
(2) 「保険料・一般拠出金申告書」の作成	(19)
3. 一括有期事業の年度更新（建設事業・末尾5）	(19)
(1) 一括有期事業報告書	(19)
(2) 一括有期事業総括表	(20)
【一括有期事業報告書等】〈記載例〉	(21)
【中小事業主、末尾「5」】〈記載例〉	(23)
【中小事業主、末尾「5」（メリット）】〈記載例〉	(25)
4. メリット制適用事業の年度更新申告方法等について	(27)
(1) メリット制適用事業の種類について	(27)
(2) 令和7年度年度更新申告書に係る送付書類（お知らせ文書）について	(28)
(3) メリット制適用事業のある場合の年度更新申告提出書類について	(28)
(4) 労災保険料率決定通知書が届かない場合	(28)
第2章 労働保険料等の納付	(29)
1. 労働保険料等の納付方法（末尾「8」を除く）	(29)
【納付書】〈記載例〉	(29)
2. 労働保険料等の納付窓口	(31)
3. 労働保険料の内部処理	(32)
4. 労働保険料等の還付についての事務処理	(35)
【還付請求書】〈記載例〉	(36)
5. 労働保険料等の増額又は減額訂正・確定修正	(38)
【増減額訂正】〈記載例〉	(40)
【確定修正】〈記載例〉	(45)
6. 保険料等を滞納した場合の事務処理	(50)
【滞納事業場報告書】【納入事業場報告書】〈記載例〉	(51)
【納付誓約書】〈記載例〉	(53)
7. 算定基礎調査について	(54)
第3章 労災保険特別加入制度	(55)
1. 労災保険の特別加入制度	(55)
2. 特別加入の種類と事務手続	(55)

(1) 中小事業主等（第1種特別加入）	(55)
(2) 一人親方その他の自営業者（第2種特別加入）	(57)
(3) 特定作業従事者（第2種特別加入）	(58)
(4) 海外派遣者（第3種特別加入）	(59)
3. 特別加入に係る留意事項	(60)
4. 特別加入者である中小事業主が委託する労働保険事務組合を変更する場合	(61)
5. 特別加入手続きの記入例	(64)
【特別加入保険料月割算定基礎額早見表】	(69)
【中小事業主等の特別加入の提出書類と保険料算定期間について】	(70)
6. 特別加入者の加入時健康診断	(71)
【特別加入時健康診断申出書】〈記載例〉	(73)
7. 第2種（一人親方）特別加入の年度更新	(74)
【特別加入年度更新】〈記載例〉	(75)
8. 第3種（海外派遣）特別加入の年度更新	(81)
第4章 事務組合に関する事務	(82)
1. 帳簿及び書類	(82)
(1) 法定三帳簿	(82)
(2) 帳簿等の保存年限	(82)
(3) 法定三帳簿及び保険料申告書内訳の独自様式使用の承認	(83)
(4) 労働保険料等出納簿	(83)
【労働保険料等徴収及び納付簿】〈記載例〉	(85)
2. 事務組合に関する手続き	(87)
(1) 認可申請書記載事項等に変更があった場合の事務処理	(87)
【労働保険事務組合認可申請書記載事項等変更届】〈記載例〉	(88)
(2) 労働保険料等の口座振替について	(89)
(3) 労働保険料等徴収納付状況報告書の提出について	(89)
3. 労働保険事務組合に対する報奨金制度	(90)
第5章 委託事業場に関する事務	(93)
1. 労働保険事務等の処理を委託されたとき	(93)
2. 労働保険事務等処理委託内容が変更されたとき	(93)
3. 労働保険事務等処理委託を解消したとき	(94)
4. 事務組合に係る継続事業一括申請に関する取扱い	(95)

(参考資料・様式集)

事務組合変更（継続委託）に伴う特別加入者についての報告書	(63)	送付状	(106)
独自コンピュータ様式の承認について	(84)	年度更新用送付状	(107)
各種様式のホームページからのダウンロードについて	(97)	「労働保険料等徴収・納付状況報告」〈記載例〉	(109)
取下げ願い	(99)	労災保険率表	(111)
理由書	(100)	第2種特別加入保険料率表	(112)
経歴書	(101)	第3種特別加入保険料率表	(113)
誓約書	(102)	労務費率表	(113)
中小企業の業種分類表と委託できる事業主規模	(103)	特別加入に係る健康診断実施機関名簿	(114)
事故事業場報告書	(104)	令和7年度の雇用保険料率のご案内	(115)
労働保険事務組合労働保険番号（基幹番号）追加付与願	(105)		

年間事務処理手順

日 程	内 容
3月2日 ～3月31日	特別加入者が、4月から給付基礎日額の変更を希望する場合 「給付基礎日額変更申請書」を提出
4月 ～5月中旬	「賃金等の報告」「一括有期事業報告書」「一括有期事業総括表」を委託事業主より受理 ※記載内容の点検。
5月下旬	「納入通知書」を事業主へ送付 委託事業主より保険料を受領し「領収書」を交付 ※7月10日までに納付できるよう余裕を持って通知 「徴収及び納付簿」に記載
6月1日	「概算・確定保険料／一般拠出金申告書」の配布 ※申告書の申告済概算保険料（⑱欄）が正しく印書されているか確認し、相違があれば早急に労働局に問い合わせること
6月1日 ～7月10日	特別加入者が、4月から給付基礎日額の変更を希望する場合 第1種は「保険料申告書内訳」を提出 第2種は「給付基礎日額変更申請書」を提出 第3種は「第3種特別加入保険料申告内訳名簿」を提出
6月上旬	「保険料申告内訳」「申告書」の作成
7月10日まで	「申告書」等の書類の提出（「CD」含む）、保険料・一般拠出金の納付書による納付 ※申告・納付期限を厳守 令和5年度に報奨金の交付を受けた事務組合は、報奨金の区分経理に係る確認書類を提出
7月11日以降	保険料を滞納している委託事業場がある場合は、法定納期限経過の翌日から <u>2週間以内</u> に「労働保険料等滞納事業場報告書」を労働局に提出 滞納事業場報告を提出した委託事業場から納入があった場合は、 <u>翌月10日</u> までに「労働保険料等納入事業場報告書」を労働局に提出
9月19日まで	年度更新後に新規委託、委託解除等がある場合は、「増減額訂正報告」を作成提出（第2期・第3期に係る納付書に反映）
10月15日	「報奨金交付申請書」の提出期限
11月15日以降	保険料を滞納している委託事業場がある場合は、法定納期限経過の翌日から <u>2週間以内</u> に「労働保険料等滞納事業場報告書」を労働局に提出 滞納事業場報告を提出した委託事業場から納入があった場合は、 <u>翌月10日</u> までに「労働保険料等納入事業場報告書」を労働局に提出
12月19日まで	年度更新後に新規委託、委託解除等がある場合は、「増減額訂正報告」を作成提出（第3期に係る納付書に反映）
2月17日以降	保険料を滞納している委託事業場がある場合は、「労働保険料等滞納事業場報告書」を法定納期限経過の翌日から <u>2週間以内</u> に労働局に提出 滞納事業場報告を提出した委託事業場から納入があった場合は、 <u>翌月10日</u> までに「労働保険料等納入事業場報告書」を労働局に提出

第1章 労働保険料等の申告

事務組合の年度更新

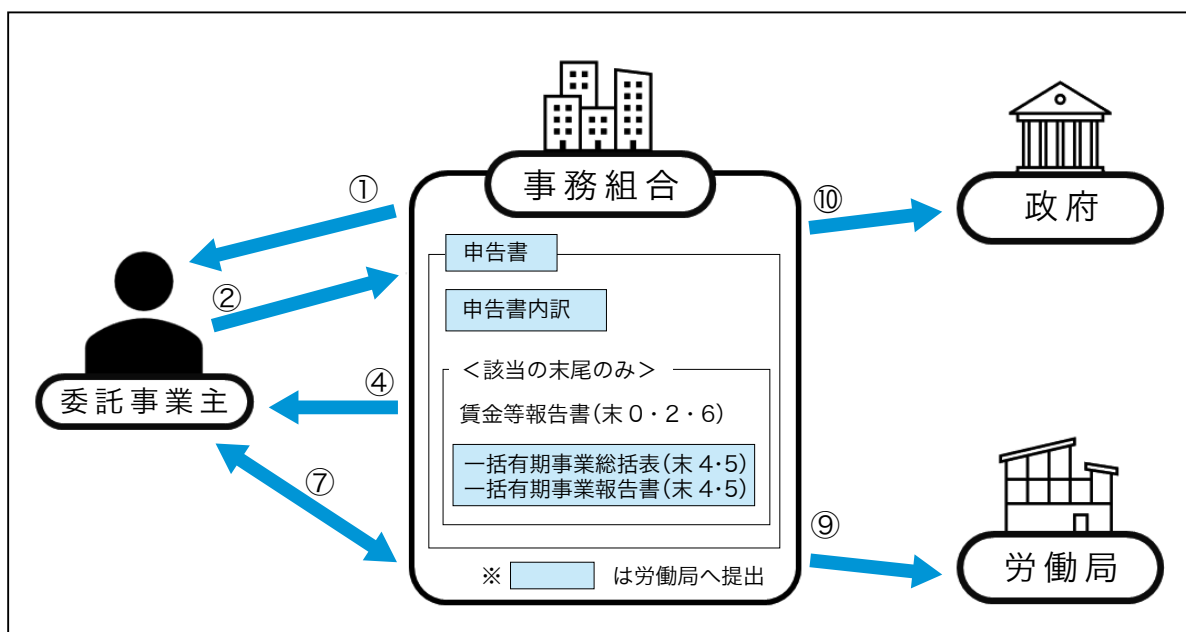
事業主は前年度の保険料を清算するための確定保険料の申告・納付と、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となります。これが「年度更新」の手続きです。労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日まで（これを「保険年度」といいます。）の1年を単位とし、その間で全ての労働者（雇用保険については被保険者）に支払われる賃金の総額に、その事業の種類ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。

1. 年度更新の流れ

- ① 委託事業主に「賃金等の報告」を配布
- ② 委託事業主から「賃金等の報告」を回収
- ③ 「賃金等の報告」の記載内容の確認
- ④ 「納入通知書」を作成し、委託事業主へ通知
- ⑤ 「保険料・一般拠出金申告書内訳」の作成
- ⑥ 「保険料・一般拠出金申告書」の作成
- ⑦ 保険料の徴収、領収書の交付
- ⑧ 「労働保険料及び納付簿」への記載
- ⑨ 申告書等の提出
- ⑩ 保険料の納付

林業（末4）、建設（末5）の事業は、
「一括有期事業総括表」
「一括有期事業報告書」の作成

年度更新 申告・納付期限 7月10日
※納期限が土日にあたるときは、翌開
庁日が納期限となります。



(1) 労働保険料等算定基礎賃金等の報告【記載例P.9～10】（5月中旬頃まで）

各委託事業主は、前年4月1日から本年3月31日までの過去1年間（年度途中で事務委託したものは、委託の日から本年3月31日まで）に使用した労働者の数と賃金の総額（確定した賃金総額）及び、本年4月1日から翌年3月31日までの間の賃金総額の見込額について「賃金等の報告」に記入して事務組合に報告します。

以下の点に注意して記載内容の点検を行ってください。

- ① 委託事業主の記名の有無。
- ② 名称・所在地の変更の有無。変更があれば名称所在地等変更届を提出する。
- ③ 事業の概要の記載の有無。また、前年度と変更がないか。変更がある場合は、名称所在地等変更届及び確認の添付書類が必要。
- ④ 月別賃金額は円単位まで記入されているか。
- ⑤ 常用使用労働者数、被保険者数が正しく算出されているか。
労働者の定義については、【労働保険対象者の範囲】（P.5～6）参照。
- ⑥ 賞与・交通費等の算入漏れはないか。
賃金総額への算入の可否については【賃金総額算入早見表】（P.7～8）参照。
- ⑦ 第1種特別加入者の記載漏れ、変更等の確認。
- ⑧ 労働者数と賃金総額のバランス。

また、日雇労働者を雇用する事業主は、印紙保険料を納付するほか、一般保険料についても納付します。賃金等の報告に算入漏れのないよう、特に注意ください。

(2) 「労働保険料等納入通知書」の作成と保険料等の徴収【記載例P.11】

「賃金等の報告」を各委託事業主に作成させ、その報告に基づいて労働保険料を計算し、「納入通知書」を作成してください。作成した「納入通知書」を各委託事業主に送付して労働保険料等を徴収します。

7月10日までに納付できるよう余裕を持って通知してください。

(3) 「一括有期事業報告書」、「一括有期事業総括表」の作成【記載例P.21～22】

請負による建設の事業等のように、その事業の特殊性から賃金総額を正確に算定することが困難な事業については、特例により請負総額に労務費率を乗じて得た額を当該事業に使用される労働者に係る賃金総額とみなします。

また、元請工事があった場合には、「一括有期事業報告書」等の作成が必要になります。詳しくは「3. 一括有期事業の年度更新（建設事業・末尾5）」（P.19～）をご参照ください。

(4) 「保険料・一般拠出金申告書内訳」「保険料・一般拠出金申告書」の作成

【記載例P.12～19】

「賃金等の報告」、「一括有期事業報告書」、「一括有期事業総括表」(末4・5のみ)を基に「保険料・一般拠出金申告書内訳」を作成します。労働保険番号別に委託事業場の保険料の合計を算出したら「保険料・一般拠出金申告書」に転記します。

(5) 「労働保険料等領収書」の作成と留意事項

委託事業主から労働保険料等の交付(集金)を受けたときは、必ず「労働保険料等領収書」(組様式第8号)を交付してください。領収書は年度ごとにあらかじめ一連番号を付して使用してください。

なお、領収年月日及び領収金額の訂正はできません。書き損じた場合には、切り離すことなく複写により斜線を引き「書損」と朱書きし、再作成した正しい内容の領収書を交付してください。また、書損した領収書の旧番号の上に、新しく領収した番号を朱書きにて記入してください。

(6) 「労働保険料等徴収及び納付簿」への記載【記載例P.85～86】

各委託事業主の労働保険料等が算定されたら、委託事業主ごとに作成する、「労働保険料等徴収及び納付簿」の確定保険料・概算保険料・一般拠出金の額欄に委託事業主の納付すべき労働保険料等の額、各期分の納付額を計算の上記入します。

(7) 年度更新書類の提出

年度更新申告・納付期限は7月10日です。納期限が土日にあたるときは翌開庁日が納期限となります。

	提出部数		末0	末2	末4	末5	末6
申告書	2枚	局用、組合控	○	○	○	○	○
内訳書	3部	局用、署用、組合控 (末2：局用、組合控の2部)	○	○	○	○	○
特例内訳(※1)	2部	局用、組合控	△		△	△	△
一括有期事業総括表(※2)	2部	局用、組合控				○	
一括有期事業報告書(※2)	2部	局用、組合控				○	

※1 年度途中で特別加入を脱退or加入した方がいる場合に提出してください。

※2 前年度中に終了した元請工事がない場合は、提出不要です。

【労働保険対象者の範囲】

区分	労 災 保 険	雇 用 保 険
基本的な考え方	常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、労働の対償として賃金を受けるすべての者が対象となります。 また、海外派遣により特別加入の承認を得ている労働者は個別に申告することとなるので、その期間は対象となりません。	雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、 ① 1 週間の所定労働時間が20時間以上であり、 ② 31日以上の雇用見込みがある場合には原則として被保険者となります。 ただし、次に掲げる労働者は除かれます。 ○季節的に雇用される者であって、次のいずれかに該当する者 ・ 4 か月以内の期間を定めて雇用される者 ・ 1 週間の所定労働時間が30時間未満である者 ○昼間学生
個々の労働者の届出	労働者ごとの届出は必要ありません。	新たに労働者を雇い入れた場合は、その都度、事業所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。 また、雇用保険被保険者が離職した場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」と失業給付額等の決定に必要な「離職証明書」の提出が必要です。 労働者から役員へ変わった場合は、公共職業安定所へ別途ご確認ください。
法人の役員（取締役）の取扱い	代表権・業務執行権（注1）を有する役員は、労災保険の対象となりません。 ① 法人の取締役・理事・無限責任社員等の地位にある者であっても、法令・定款等の規定に基づいて業務執行権を有すると認められる者以外の者で、事実上業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者は、原則として「労働者」として取り扱います。 ② 法令又は定款の規定により、業務執行権を有しないと認められる取締役等であっても、取締役会規則その他内部規則によって、業務執行権を有すると認められる者は、「労働者」として取り扱いません。 ③ 監査役及び監事は、法令上使用人を兼ねる事を得ないものとされていますが、事実上一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合は、「労働者」として取り扱います。 ※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分は含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。	株式会社の取締役は原則として被保険者となりません。 ただし、取締役であって、同時に部長、支店長、工場長等の従業員としての身分を有する者は、服務態様、賃金、報酬等の面からみて労働者の性格の強いものであって、雇用関係（注2）があると認められる者に限り「被保険者」となります。この場合、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。 ① 代表取締役は被保険者になりません。 ② 監査役は原則として被保険者になりません。 また、株式会社以外の役員等についての取扱いは以下のとおりです。 ○ 合名会社、合資会社、合同会社の社員は株式会社の取締役と同様に取り扱い、原則として被保険者となりません。 ○ 有限会社の取締役は、株式会社の取締役と同様に取り扱います。 ○ 農業協同組合等の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者とはなりません。 ○ その他法人又は法人格のない社団もしくは財団の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者とはなりません。 ※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分は含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。

区分	労 災 保 険	雇 用 保 険
事業主と同居している親族	一般労働者（親族以外の労働者）を使用する事業のみ、次の条件を満たしていれば、労働者となります。 同居の親族は、事業主と居住及び生計を一にするものであり、原則としては労働基準法上の「労働者」には該当しませんが、同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において、一般事務又は現場作業等に従事し、かつ次の条件を満たすものについては、一般に私生活面での相互協力関係とは別に独立して労働関係が成立しているとして、労働基準法の「労働者」として取り扱います。 ①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。 ②就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。	原則として被保険者となりません。 ただし、次の条件を満たしていれば被保険者となりますが、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。 ①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。 ②就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。 ③事業主と利益を一にする地位（役員等）にないこと。
出向労働者	出向労働者が出向先事業組織に組入れられ、出向先事業主の指揮監督を受けて労働に従事する場合は、出向元で支払われている賃金も出向先で支払われている賃金に含めて計算し出向先で対象労働者として適用してください。	出向元と出向先の2つの雇用関係を有する出向労働者は、同時に2つ以上の雇用関係にある労働者に該当するので、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受けている方の雇用関係についてのみ被保険者となります。
派遣労働者	・派遣元…原則としてすべての労働者を対象労働者として適用してください。 ・派遣先…原則として手続の必要はありません。	・派遣元…次の要件をすべて満たしていれば被保険者として含めます。 ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。 ② 31日以上雇用見込みがあること。 ・派遣先…原則として手続の必要はありません
日雇労働者	すべて対象者となります。	労働者の申請により、申請者に対して日雇労働被保険者手帳が交付されます。この手帳を保持している者を雇用する場合、別途印紙保険料の納付（手帳へ貼付）が必要となります。

（注1）株主総会、取締役会の決議を実行し、また日常的な取締役会の委任事項を決定、執行する権限（代表者が行う対外的代表行為を除く会社の諸行為のほとんどすべてを行う権限）

（注2）業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている関係。

【賃金総額算入早見表】

賃金の範囲

「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのものをいいます。したがって、「賃金」には、

- ① 事業主が労働者に支払ったものであること。
- ② 労働の対償として支払ったものであること。

の二つの要件が備わっていなければなりません。

また、労働の対償として通貨以外で支払われる食事、被服、住居の利益も、賃金となります。

「労働の対償」とは、

- ① 実費弁償的なものでないこと。
- ② 恩恵的なものでないこと。「恩恵的なものでない」とは、労働協約、就業規則、給与規定等によってその支給が事業主に法律上義務づけられている場合及び慣習が慣習法となり又は慣習が労働協約の内容となることによってその支給が事業主に義務づけられているものをいいます。

支給金銭等の種類	内 容	算入・非算入別
基本給、固定給等 基本賃金	時間給・日給・月給、臨時、日雇労働者・パート・アルバイトに支払う賃金	算入される
超過勤務手当、深夜手当、休日手当等	通常の勤務時間以外の労働に対して支払う賃金	〃
扶養手当、子供手当、家族手当等	労働者本人以外の者について支払われる手当	〃
宿・日直手当		〃
役職手当、管理職手当等		〃
地域手当	寒冷地手当・地方手当・単身赴任手当等	〃
教育手当		〃
別居手当		〃
技能手当		〃
特殊作業手当	特殊な作業に就いた場合に支払う手当	〃
奨励手当	精勤手当・皆勤手当等	〃
生産手当	生産に応じて支給される手当	〃
物価手当		〃
調整手当	配置転換・初任給等の調整手当等	〃
賞 与	夏季・年末などに支払うボーナス、プラスアルファ等特別加算額も含む	〃

支給金銭等の種類	内 容	算入・非算入別
通 勤 手 当	非課税分を含む	算入される
休 業 手 当	労働基準法第26条の規定に基づき、事業主の責に帰すべき事由により支払う手当	〃
定 期 券・回 数 券 等	通勤のために支給される現物給付	〃
雇 用 保 険 料 そ の 他 社 会 保 険 料	労働者の負担分を事業主が負担する場合	〃
チ ッ プ	奉仕料の配分として事業主から受けるもの	〃
住 宅 手 当	社宅等の貸与を行っている場合、貸与を受けない者に対し均衡上住宅手当を支給する場合	住宅手当に相当する額が全員に支給されているものとみなされ、その額が算入される
	一部の社員のみ貸与され他の者に何ら均衡給与が支給されない場合	福利厚生手当とみなされ算入されない
休 業 補 償 費	労働基準法第76条の規定に基づくもの 法定額60%を上回った差額分を含めて賃金としない	算入されない
退 職 金	就業規則、労働協約等に定めがあるなしを問わない ただし、前払い退職金は算入されることがある	〃
結 婚 祝 金	就業規則、労働協約等に定めがあるなしを問わない	〃
死 亡 弔 慰 金	〃	〃
災 害 見 舞 金	〃	〃
増 資 記 念 日 祝 金	就業規則、労働協約等の定めのない場合	〃
創 立 記 念 日 祝 金	〃	〃
私 傷 病 見 舞 金	〃	〃
解 雇 予 告 手 当	労働基準法第20条の規定に基づいて労働者を解雇する際、解雇日の30日以前に予告をしないで解雇する場合に支払う手当	〃
年 功 慰 労 金	就業規則、労働協約等に定めがあるなしを問わない	〃
制 服	交通従業員の制服、工員の作業服等、業務上必要なもの	〃
出張旅費・宿泊費等	実費弁償と考えられるもの	〃
脱 退 給 付 金 付 団 体 定 期 保 険 の 保 険 料	福利厚生手当	〃
会社が全額負担する 生 命 保 険 の 掛 金	従業員を被保険者として保険会社と生命保険等厚生保険の契約をし、事業主が保険料を全額負担するもの	〃
財産形成貯蓄のため事業 主が負担する奨励金等	労働者が行う財産形成貯蓄を奨励援助するため、事業主が労働者に対して支払う一定の率又は額の奨励金（特殊奨励金など）	〃
工具手当、寝具手当	労働者が自己の負担で用意した用具に対して手当を支払う場合	〃
傷 病 手 当 金	健康保険法第99条の規定に基づくもの	〃

【記載例】

組様式第4号

労働保険料等算定基礎賃金等

⑪欄

令和6年4月1日から令和7年3月31日（年度の途中で労働保険事務を委託したものについては、その委託年月日から令和7年3月31日）まで使用した労災保険対象労働者数（各月の末日（賃金締切日のある場合は各月の末日直前の賃金締切日）の数）と雇用保険非対称保険者の人数及び支払うことが確定した賃金の総額を月別及び各欄の区分により記入すること。

なお、合計欄 (b、d及びf) にはa、c及びeの1,000円未満の端数を切り捨てた額をそれぞれ記入し、b+hにはbの額に12のhの額を加えた額を、gにはdの額からfの額を差し引いた額を記入すること。

各月の人数欄の合計(賞与欄を除く)
12

ただし、船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物取扱い事業及び一括有期事業については、令和6年度中の1月平均使用労働者数を記入すること。

令和6年度中の $\frac{\text{延使用労働者数}}{\text{所定労働日数}}$

⑫欄

令和6年度の第1種特別加入者の氏名と承認された給付基礎日額及び保険料算定基礎額を記載し、**h)**にはその合計額(1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記入すること。

※  (太枠) が「保険料申告書内訳」へ転記する欄です。

— ⑬欄

6年度より引き続き加入を希望するもの及び7年度新規加入希望者の氏名と「希望する給付基礎日額」及び「保険料算定基礎額」をそれぞれ記載し、①にはその合計額(1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を、①+②には、①の額に⑬の②の額を加えた数を記入すること。

なお、6年度において特別加入していたものが7年度より脱退する場合は「脱退」と明記すること。

①	労働保険番号	府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	③ 事業の名称	〇〇産業(株)	TEL 045
	14301						〒(231 - 〇〇〇〇)		
②	雇用保険事業所番号						④ 事業の所在地	横浜市中区〇町×-×	
	1401						⑤ 事業主の氏名	〇〇 〇〇	⑥ 作成者氏名

⑪ 令和 6 年 度									
労災保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金									
区 分	(1) 常用労働者		(2) 役員で労働者扱いの者 業務執行権を有する者の指示を受け労働に従事し、賃金を得ている者等(留意事項参照)		(3) 臨時労働者 (パートタイマー、アルバイト等)		(4) 合 計 ((1)+(2)+(3))		備考
	人数	賃金(円)	人数	賃金(円)	人数	賃金(円)	人数	賃金(円)	
月別内訳									
令和 6 年 4 月	4 人	1,116,531 円	1 人	273,968 円	3 人	257,716 円	8 人	1,648,215 円	
5 月	4	1,108,296	1	280,142	3	248,080	8	1,636,518	
6 月	4	1,106,775	1	269,100	3	240,961	8	1,616,836	
7 月	3	976,775	1	263,386	3	391,670	7	1,631,831	
8 月	3	924,701	1	270,432	3	378,934	7	1,574,067	
9 月	3	927,473	1	259,200	3	372,783	7	1,559,456	
10 月	3	908,923	1	264,580	3	380,142	7	1,553,645	
11 月	3	918,198	1	271,146	3	372,890	7	1,562,234	
12 月	3	906,261	1	284,152	3	380,805	7	1,571,218	
令和 7 年 1 月	3	917,136	1	283,768	3	361,926	7	1,562,830	
年 2 月	3	918,053	1	282,854	3	371,833	7	1,572,740	
年 3 月	3	936,414	1	281,769	3	368,114	7	1,586,297	
賞与等 6 年 7 月	3	1,906,942	1	556,542	3	175,000	7	2,638,484	
賞与等 6 年 12 月	3	2,056,942	1	711,382	3	175,000	7	2,943,324	
年 月									
合 計		15,629,420		4,552,421		4,475,854			1 カ月平均使用労働者数 ① 24,657,695 ② 24,657 ③ (①+②) 30,132

⑫ 令和 6 年 度 確 定				特別加入者氏 名		⑬ 令和 7 年 度 概 算		⑭ 令和 7 年 度 概 算	
承認された給付基礎日額		保険料算定基礎額				希望する給付基礎日額		保険料算定基礎額	
円	円	円	円			円	円	円	円
10,000	3,650,000	〇〇	〇〇			10,000	3,650,000	円	① 常時使用者
5,000	1,825,000	〇〇	〇〇			脱退		円	② 雇用保険被保険者
		〇〇	〇〇					円	③ 支払賃金総の見込
						16,000	5,840,000	円	④ 賞与等臨時支払賃金の見込
								円	⑤ 合 計
	⑥ 5,475 千円	合 計		⑦ (①+②) 34,147 千円		⑧ 9,490 千円		⑨ 合 計	

– 10 –

【記載例】

組様式第7号(甲)

労働保険料等納入通知書 (事務組合控)

労働保険 番 号	府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号
	14	30	10	00000000	0000

住 所 横浜市中央区〇町×-×

委託事業主の

氏 名 〇〇産業 (株)

殿

金	万	千	百	十	円
2	7	1	1	4	7

上記金額を労働保険料第1期分及び一般拠出金として令和7年6月30日までに当事務組合に納入してください。

令和7年6月〇〇日

所在地 横浜市中央区〇〇町×-×-×

労働保険
の
事務組合

名 称 〇〇労働保険事務組合

算定方法

令和6年度確定				令和7年度概算			
賃金総額		料率	確定保険料	賃金総額		料率	確定保険料
千円			円	千円			円
労 災	24,657	$\frac{6.5}{1,000}$	160,270	労 災	24,657	$\frac{6.5}{1,000}$	160,270
特 別 加 入	5,475	$\frac{6.5}{1,000}$	35,587	特 別 加 入	9,490	$\frac{6.5}{1,000}$	61,685
雇 用	20,181	$\frac{15.5}{1,000}$	312,805	雇 用	20,181	$\frac{15.5}{1,000}$	312,805
合 計		①	508,662	合 計		⑥	534,760
申告済概算保険料		②	416,262	区 分		概算保険料額	各期納付額
差 引 額	充 当 額	③(②-①)		期 別 納 付 額	全 期	⑦(⑥÷3)	⑧(⑦-③)又は⑦+⑤
	還 付 額	④(②-①又は②-①-③)			第1期	178,254	270,654
	不 足 額	⑤(①-②)	92,400		第2期	178,253	178,253
					第3期	178,253	178,253
賃金総額		料率	一般拠出金額	(注) ※については、労災保険に係る賃金総額と同額を記入して下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立した有期事業は、一般拠出金算定対象とはなりませんので、当該有期事業分を差し引いた賃金総額を記入して下さい。			
千円			円				
※ 一般 拠出金	24,657	$\frac{0.02}{1,000}$	493				

一般拠出金は、延納が出来ない為、第1期に含めてください。
記載例の場合は、1期分は270,654 + 493 = 271,147になります。

2. 「保険料・一般拠出金申告書内訳」・「保険料・一般拠出金申告書」の作成

(1) 「保険料・一般拠出金申告書内訳」の作成要領

- ① 「労働保険料・一般拠出金申告書内訳」の作成に当たっては、委託事業主から報告された、「賃金等の報告」を基幹番号ごとに整理し、枝番号順に記入してください。欠番があれば当該内訳より除外してください。
- ② 業種番号・常時使用労働者数及び被保険者数は必ず記入してください。
- ③ 前年度メリット適用で今年度メリット適用外となった事業場及び今年度新たにメリット適用となった事業場については基幹の内訳書には入れず、メリット適用分の内訳書・申告書で提出してください。
- ④ 各業ごとに小計を記入し、別業に合計を記入します。
- ⑤ 年度途中で新規委託、委託解除になった事業場は、空欄を利用して注釈を付してください。
 例 ○年○月○日 新規委託
 ○年○月○日 委託解除
 （個別又は他の事務組合からの委託、委託解除後
 個別又は他の事務組合への移行はその労働保険
 番号を記入してください。）
- ⑥ 年度途中で委託解除等が生じて確定精算をした事業場（増減額訂正報告をしたもの）も必ず記載してください。（メリット適用以外）なお、増減額訂正時と賃金総額に変更が生じた場合には、一般拠出金の額が変更になりますので、労働局へ連絡ください。
- ⑦ 特例計算（月割り）を行う特別加入者がいる場合は、⑳欄「第1種特別加入者」欄に12分の何月と表示をするとともに、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」（別紙様式第2号）を併せて提出する必要があります。「特例内訳」は、2枚1組（局用・組合用）になっています。
- ⑧ 一般拠出金は、労災の賃金総額（⑦の（一）のみ）に、0.02 / 1000を掛けてください。
- ⑨ 賃金総額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てます。
- ⑩ 保険料を算出し、円未満の端数が出たときは、その端数は切り捨てます。
- ⑪ 便宜委託事業場（事務組合の母体団体自体）は⑬確定保険料及び⑮一般拠出金額を赤わくで囲んでください。
- ⑫ 提出部数は下表のとおりです。

基幹番号 末尾番号	提出部数	提出先
0	3部（労働局用・監督署用 事務組合控）	神奈川労働局総務部 労働保険徴収課
2	2部（労働局用・事務組合控）	〃
4・5・6・8	3部（労働局用・監督署用 事務組合控）	〃 監督署

- ⑬ 申告書内訳を電子媒体で提出する場合は、指定した形式で作成した電子ファイルをDVD又はCDに保存して提出してください。なおその場合にも申告書内訳（紙媒体）の提出も必要となります。

⑩欄
「賃金等の報告」④の金額を記入する。

⑦欄
(一) … 「賃金等の報告」⑥の金額を記入する。
(特) … 「賃金等の報告」④の金額を記入する。

⑬欄
⑨ + ⑫の額を④欄の「常時使用労働者数」により区分し記入する。

④欄
「賃金等の報告」の「1か月の平均使用労働者数」を記入する。

⑤欄
「賃金の報告」の「1か月の平均被保険者数」を記入する。

⑥欄
労働保険の適用状況により、該当部分を○で囲む。ただし、二元適用事業の場合は両保険成立しているとするので、「労災」、「雇用」のどちらか。

③欄
業種欄は労働局へ届け出済みの業種を記入する。業種変更があった場合には、名称所在等変更届等の提出が必要です。

②欄
今年度の報奨金の算定資料となりますので、正確に記入してください。
甲A…5人未満・両保
甲B…5人未満・片保
乙A…5人以上・15人以下・両保
乙B…5人以上・15人以下・片保
(但し、特別加入者の確定のみの事業場及び事務組合の母体の団体は除く。)

組様式第6号(甲)

組様式第6号(甲)										府県										所管										管轄										基幹番号										令和 6 年度										令和 7 年度										確定概算																																																	
労働保険番号A										1 4 3										0 1										〇 〇 〇 〇 〇 〇																																																																																									
令和 6 年度確定保険料・令和 7 年度概算保険料(増加・減額)										令和 6 年度確定保険料										令和 7 年度概算保険料										確定保険料(規模区分別)										合計額(⑨+⑫)										15人以下										16人以上																																																											
事業場の名称										業 種										保 険 関 係 区 分										賃金総額										労災保険率										保険料(⑦×⑧)										賃金総額										雇用保険率										一般保険料(⑩の(ハ)×⑪)																																							
〇〇産業(株)										6 1 0 4										7 〇 保 労 災 雇 用										24,657 5,475										6.5										(一) 160,270 35,587 195,857										20,181										15.5										312,805										508,662																													
クリーニング〇〇										6 4 2 0										6 〇 保 労 災 雇 用										28,975 3,041										3										(一) 86,925 9,123 96,048										19,236										15.5										298,158										394,206																													
〇〇事務組合										9 4 1 6										2 〇 保 労 災 雇 用										11,904										3										(一) 35,712 35,712										10,602										15.5										164,331										200,043																													
〇〇工業(株)										5 6 0 4										〇 保 労 災 雇 用										(一) (特) (計)										(一) (特) (計)																														メリット適用事業場																																																	
(株)〇〇交通										7 1 0 2										1 〇 保 労 災 雇 用										2,345 760										4										(一) 9,380 3,040 12,420										2,345										15.5										36,347										48,767																													
〇〇モータース(株)										5 8 0 1										3 〇 保 労 災 雇 用										10,451 4,745										4										(一) 41,804 18,980 60,784																														60,784																																							
(株)〇〇タクシー										7 1 0 2										16 〇 保 労 災 雇 用										63,674 5,110										4										(一) 254,696 20,440 275,136										63,674										15.5										986,947										1,262,083																													
〇〇加工										4 1 0 1										2 〇 保 労 災 雇 用										2,174 3,406										6										(一) 13,044 20,436 33,480										2,174										15.5										R6.8.4 (増額申告提出済み) 事業開始同時委託										33,697 67,177																													
〇〇製作所										5 7 0 1										〇 保 労 災 雇 用										(一) (特) (計)										(一) (特) (計)										()																				R7.4.1 個別より新規委託 (14101000000より移行)																																																	
(株)〇〇商店										9 8 0 2										〇 保 労 災 雇 用										(一) (特) (計)										(一) (特) (計)										()																				R7.4.1 委託換え (14301000000-000より移行)																																																	
小 計										37 29										8 1 9										2 1 2										709,437										1,832,285										6 件 1,279,639 円 1,262,083 計C 2,541,722																																																											

※⑭(一般拠出金算定に係る賃金総額)については、⑮(労災保険に係る賃金総額)の(一)と同額を記入して下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立した一括有期事業については、一般拠出金算定対象とはなりません。

労働保険事務組合の名称 〇〇労働保険事務組合 所在地 横浜市中区
代表者の氏名 組合長

年度途中の個別からの委託、委託換えの場合は、委託後の労災賃金額(⑦欄(一)のみ)に対して計算してください。

令和6年度の概算保険料として申告した額を記入し、令和6年度中途に増減申告をしている場合はその訂正後の額を、中途委託で概算保険料を申告していない場合は「0」と記入する。

「賃金等の報告」の⑬欄の(①+②)の賃金総額に7年度の労災保険率を乗じて得た額を記入する。

「賃金等の報告」の⑭欄の⑰の額に7年度の雇用保険率を乗じて得た額を記入する。

区分欄については令和7年度の給付基礎日額について次の表示をする。

(継)…令和6年度に引き続き同額を希望する場合

(変)…令和7年度より給付基礎日額を変更する場合

(脱)…脱退する場合

(新)…新規加入の場合

11 枚のうち 1 枚目

・一般拠出			令和 7 年度概算保険料			第 一 種 特 別 加 入 者					
一般拠出金		申告済概 算保険料 〔一般保険料 第1種特別 加入保険料〕	令和 7 年度概算保険料		合 計 (⑬ + ⑭)	氏 名	令和 6 年 度の給付 基礎日額	適用 月数	区分	令和 7 年 度からの 給付基礎 日額	適用 月数
⑭ 賃金総額 (※)	⑮ 一般拠出金額 (⑭ × /1000)		⑰ 労災保険 保 険 料 (第一種特別 加入を含む)	⑱ 雇用保険 一般保険料							
24,657	493	416,262	204,882	312,805	517,687	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	10,000 5,000	12 12	1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等	16,000 10,000	12 12
28,975	579	474,245	7,245	24,847	32,092	事業廃止による委託解除 〇〇〇〇	10,000	10	1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等		
11,904	238	197,213	35,172	164,331	199,503				1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等		
2,345	[46]	21,171	R6.8.20 (R5.10.10 減額訂正提出済) 委託替えによる委託解除 (14301000000-000へ移行)			〇〇〇〇	5,000	5	1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等		
10,451	209	42,002	60,784		60,784	〇〇〇〇 〇〇〇〇	8,000 5,000	12 12	1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等	8,000 5,000	12 12
63,674	1,273	1,398,455	276,596	951,359	1,227,955	〇〇〇〇 〇〇〇〇	10,000 4,000	12 12	1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等	10,000 5,000	12 12
2,174	43	51,166	58,993	87,048	146,041	〇〇〇〇	14,000	8	1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等	14,000	12
			38,676	199,826	238,502				1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等		
			60,282	277,512	337,794	〇〇〇〇			1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等	6,000	12
⑪ 賃金総額 (※)	⑫ 一般拠出金額 (⑪ × /1000)	⑬ 申告済概 算保険料 〔一般保険料 第1種特別 加入保険料〕	⑰ 労災保険 保 険 料 (第一種特別 加入を含む)	⑱ 雇用保険 一般保険料	⑭ 合 計 (⑰ + ⑱)	① 氏 名	② 令和 6 年 度の給付 基礎日額	③ 適用 月数	④ 区分	⑤ 令和 7 年 度からの 給付基礎 日額	⑥ 適用 月数
144,180	2,835	2,600,518	742,630	2,017,728	2,760,358	労働保険番号B 〔労働保険番号A と同一のもの〕	14301	〇〇〇〇〇〇			

事業の廃止、委託換え、個別への移行などの事業は解除の年月日を記入する。
また、減額訂正報告書をした場合にはその提出年月日等も記入すること。

自己の組合を委託している場合（便宜委託）は、確定保険料の欄を赤マジックで囲むこと。

月割計算は、【特別加入
保険料月割早見表】を
参照してください。

4月1日以降、年度更新申告書提出までに、委託解除になり労働保険料額が確定している場合には、その額を概算額として記載することも可能です。ただし、同額確定として減額訂正を提出してください。

○○ ○○

〔事務担当者〕 ○○ ○○
氏 名

労働局用

* 年度途中の委託解除は、減額訂正を提出した場合（その際に、一般拠出金を納付済・未納付問わず）年度更新時の納付額の対象とならないため、（ ）書きで記載してください。
* 小計・合計欄は（ ）書き外数【小計・合計額には含めず】にて記載してください。

一元適用事業で両保険が成立していて⑦欄（一）賃金総額と⑩欄（ハ）賃金総額が同額の場合の計算方法について

- ・一般保険料は、賃金総額に労災保険率と雇用保険率を加えた率を乗じて算定すること。
- ・労災一般保険料欄は、確定保険料から特別加入保険料を雇用保険料を減じて算定した額を記載すること。

労働保険番号A	府県	14	市	01	基幹番号	00000000
			町			

令和6年度	令和7年度
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100

保 險 料 · 1 · 般 規 出 金 申 告 書 內 記

1 枚のうち	1 枚目
--------	------

△ 養正舎 △

座口

[illegible]

※⑩（一般拠出金算定に係る資金総額）については、⑦（労災保険に係る資金総額）の（－）と同額を記入して下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立した一括有期事業については、一般拠出金算定対象とはなりません。

労働保険事務組合の
名称

〇〇労働保険事務組合

所

×-×-×町中兵衛

(郵便番号 231 - 0000)

電話番号 (045) - (000) △△△△番

代表者の氏名

○ ○ 事 合 里

(氏名) 事務担当者

労働局用

合計表については、小計欄を合計欄として訂正し、総合計を記載してください。

②1欄の記載方法（この欄は、報奨金の算定資料となりますので正確に記載してください。）

〈保険関係が成立しているか否かの判断〉

雇用、労災それぞれ下記の要件を満たしている場合に保険関係が成立しているものとして取り扱います。

雇用……令和6年度の確定保険料があること。
ただし、休職中の者のため確定保険料が「0円」となった場合には、保険関係が成立しているものとして取り扱います。

労災……令和６年度の一般保険料の確定保険料があること。
したがって、令和６年度の確定保険料が第１種特別加入保険料のみ
の場合には保険関係は成立していないものとして取り扱います。
ただし、一括有期事業については、このような場合であっても、常
時使用労働者がいる場合（労働者はいるが下請け仕事しかなかった
場合）には、保険関係は成立しているものとして取り扱い、Ａ・
Ｂの件数にも計上します。

常時使用労働者数	1 ～ 4 人	5 ～ 15人
一元	甲 A	乙 A
二元及び片保険	甲 B	乙 B

<「保険料・一般拠出金申告書」の記載例>

組様式第6号(甲)

労働保険番号A

143010000000000000

令和 6 年度
令和 7 年度

確定
概算

保 険 料 ・ 一 般 拠 出 金 申 告 書 内 訳

労働 保険 事務 組合 の 枝 番 号	② 事業場の名称	③ 業 種	④ 定 時 給 付 受 給 者 の 数	⑤ 保 険 関 係 区 分	令和 6 年度確定保険料・令和 7 年度概算保険料(増加・減額)・一般拠出金										⑭ 申 告 済 概 算 保 険 料 (一般保険料 第1種特別 加入保険料)	令和 7 年度概算保険料			⑮ 氏 名	
					労 災 保 険		雇 用 保 険		⑬ 確 定 保 険 料 (規 模 区 分 別)		一 般 拠 出 金		⑰ 申 告 済 第 1 種 特 別 加 入 保 険 料	⑱ 保 険 料 第 一 種 特 別 加 入 を 含 む		⑲ 雇 用 保 険 一 般 保 険 料	⑳ 合 計 (⑱+⑲)			
					⑦ 賃 金 総 額	⑧ 保 険 料 (⑦×⑤)	⑩ 賃 金 総 額	⑪ 雇 用 保 険 率	⑫ 一 般 保 険 料 (⑩の(ハ)×⑪)	合計額(⑨+⑫)		⑬ 賃 金 総 額 (※)								⑬ 一 般 拠 出 金 額 (⑬× /1000)
										15人以下	16人以上									
集計表 1枚目			374 246	両保	(-)	(-)	1,600,673		24,810,418	22,986,960	14,019,474	1,922,195	(202) 90,534	27,471,271	1000分の 42,058,050	1000分の 24,897,127	36,955,177			
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
2枚目			44 34	両保	(-)	(-)	130,171		2,017,638	1,550,836	1,452,427	171,259	(29) 8,559	2,889,536	944,785	1,806,173	2,750,958			
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労災	(円)	(円)														
				雇用	(円)	(円)														
				両保	(-)	(-)														
				労																

種別		補正項目番号		記入予定コード		提出用	
①労働保険番号 都道府県 所轄 管轄 支幹番号 枝番号 1 4 3 0 1 ○○○○-0000		②増加年月日(元号・合併後) 年 月 日 4 1 8		③事業廃止年月日(元号・合併前) 年 月 日 2 8 0		④事業廃止等理由 労保関係係 労保関係山コード 項5 項10	
⑤形時使用労働者数 4 1 8		⑥雇用保険被保険者数 2 8 0		⑦確定拠出年金 加入者数 4 0 0 0 9 6 9 7		⑧延納の申請 納付回数 3	
⑨算定期間 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで		⑩保険料・一般拠出金算定基礎額		⑪確定保険料・一般拠出金額(⑩×⑫)			
⑬区分		⑭保険料率		⑮概算・増加概算保険料額(⑬×⑭)			
(イ) 労働保険料		(イ) 3000分の(イ)		(イ) 4 0 0 0 9 6 9 7		円	
(ロ) 労災保険分		(ロ) 3000分の(ロ)		(ロ) 1 3 1 8 1 6 4 1		円	
(ハ) 雇用保険分		(ハ) 3000分の(ハ)		(ハ) 2 6 8 2 8 0 5 6		円	
⑯一般拠出金(注1)		(ヘ) 3000分の(ヘ)		(ヘ) 9 9 0 9 3		円	
⑰算定期間 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで		⑱保険料算定基礎額の見込額		⑲保険料率		⑳概算・増加概算保険料額(⑱×㉑)	
(イ) 労働保険料		(イ) 3000分の(イ)		(イ) 3 9 7 0 6 1 3 5		円	
(ロ) 労災保険分		(ロ) 3000分の(ロ)		(ロ) 1 3 0 0 2 8 3 5		円	
(ハ) 雇用保険分		(ハ) 3000分の(ハ)		(ハ) 2 6 7 0 3 3 0 0		円	
㉒事業主の郵便番号(変更のある場合記入)		㉓事業主の電話番号(変更のある場合記入)		㉔延納の申請 納付回数 3			
㉕中台済概算保険料額 40,060,012 円		㉖中台済概算保険料額		㉗増加概算保険料額		㉘法人番号	
㉙支払額 (イ) 50,315 円 (ロ) 還付額		㉚未払額 (イ) 1 円 (ロ) 円		㉛労働保険料及び一般拠出金に充当		㉜延納の申請 納付回数 3	
㉝主明文書は 第2期 13,235,378 円 第3期 13,235,378 円		㉞労働保険料充当額 (イ) 50,315 円 (ロ) 13,235,378 円		㉟労働保険料 (イ) 13,185,064 円 (ロ) 99,093 円		㊱今期納付額(イ)+(ロ) 13,235,378 円	
㊲加入している労働保険 (イ)所在地 (ロ)名称		㊳新据事業 (イ)該当する (ロ)該当しない		㊴事業又は作業の種類 231 - 0000 (045)○○○-△△△△ 〇〇労働保険事務組合 〇〇〇〇		㊵事業 (イ)改正 (ロ)その他	

②〇欄

⑮の額>⑩の(イ)の額になった場合
…その差額を(イ)又は(ロ)へ記入してください。

⑮の額<⑩の(イ)の額になった場合
…その差額を(ハ)に記入してください。

砂は土に混ざって固まる。ボールペンの力を入れて押さえておかないと、土が落ちてしまう。

30840

神奈川県 労働局

00075348

徴収勘定 保険料収入及び
一乗拠出金収入

労働保険
特別会計

0847

厚生労働省
労働局

6118

令和 07 年度

労働保険
納付番号

都道府県

所管

管轄

基 幹 番 号

機 番 号

※CD

※証券受領

14301

00000

-0000

項1

全 部

一 部

※会計年度(元号:令和後)

※徴定年度
(元号:平成後, 令和後)

※収納年月日(元号:令和後)

項1

項2

項3

項4

項5

項6

項7

項8

項9

項10

項11

項12

項13

項14

項15

項16

項17

項18

項19

項20

項21

項22

項23

項24

項25

項26

項27

項28

項29

項30

項31

項32

項33

項34

項35

項36

項37

項38

項39

項40

項41

項42

項43

項44

項45

項46

項47

項48

項49

項50

項51

項52

項53

項54

項55

項56

項57

項58

項59

項60

項61

項62

項63

項64

項65

項66

項67

項68

項69

項70

項71

項72

項73

項74

項75

項76

項77

項78

項79

項80

項81

項82

項83

項84

項85

項86

項87

項88

項89

項90

項91

項92

項93

項94

項95

項96

項97

項98

項99

項100

項101

項102

項103

項104

項105

項106

項107

項108

項109

項110

項111

項112

項113

項114

項115

項116

項117

項118

項119

項120

項121

項122

項123

項124

項125

項126

項127

項128

項129

項130

項131

項132

項133

項134

項1

(2) 「保険料・一般拠出金申告書」の作成

「保険料・一般拠出金申告書」は、原則として、基幹番号ごとに作成し、保険料・一般拠出金申告書ごとに、「保険料・一般拠出金申告書内訳」を添付して提出することになります。

ただし、メリット制適用事業及び第3種特別加入（海外派遣）については枝番号ごとに保険料申告書を作成しなければなりません。

この保険料申告書は、ふじ色印刷は、安定所所掌（所掌3）、黒色印刷は、監督署所掌（所掌1）に色分けしてあり、あらかじめ労働保険番号、事業主（事務組合）の住所、氏名、**申告済概算保険料額**等を印書したものが労働保険事務組合に郵送されます。

<保険料等申告書作成上の留意点>

- ① □□□□で表示された記入枠に記入する文字はOCRで直接読み取られますので**黒のボールペン**を使用し申告書右上部に記載された「**標準字体**」にならって大きめの文字で記入してください。なお、納付書の納付金を記入するときのみ、その額に「**¥**」記号を付してください。
- ② 提出の際は、なるべく折り曲げないようにし、やむを得ない場合には折り曲げマーク（▶◀）の所で折り曲げてください。

3. 一括有期事業報告書（建設事業・末尾5）

一括有期事業とは、元請として請負った小規模な有期事業（建設工事など）を工事種別に適した業種で一括し、保険料を算定する事業です。

小規模な有期事業とは、**下記（1）の①に該当する事業**であり、**末尾「5」・業種「建設業」**で保険関係を成立させ申告を行います。

当該申告を行うにあたり、保険料算定基礎資料として「**一括有期事業報告書**」、「**一括有期事業総括表**」の提出が必要となります。（元請工事が無い場合、当該報告書・総括表の提出は必要ありません。）

なお、一括有期事業の要件に該当しない事業は、単独有期事業として個別で労災保険加入の手続きを行います。

(1) 一括有期事業報告書（様式第7号）

① 記載すべき事業

- 令和6年度中（令和6年4月1日～令和7年3月31日）に**終了した元請工事**。
（令和6年3月31日以前に工事を開始し、令和6年度中に終了した工事を含みます。）

- 請負金額が1億8千万円未満の事業。(消費税額除く。)
- 概算保険料が160万円未満の事業。

② 作成方法・注意事項

- 工事台帳、工事経歴書、総勘定元帳等の関係書類から、請負代金の変更、追加付帯工事、支給材、控除物等の有無を確認の上、作成してください。(請負金額で算定せず、賃金総額のみで算定した場合も報告書の提出が必要です。)
- 事業の種類ごとに別葉としてください。
- 一括有期事業総括表に記載してある事業開始時期ごとに記載してください。
- 請負金額が500万円未満の工事は、事業の種類・開始時期ごとに「〇〇工事外〇〇件」とまとめて記載できます。
- 平成31年4月1日以降に開始した一括有期事業については、地域制限がなくなりました。

(2) 一括有期事業総括表

<作成方法・注意事項>

- 一括有期事業報告書から工事の種類、開始時期ごとに請負・賃金総額合計を転記して下さい。
- メリット適用事業は、「労災保険料決定通知」で通知されているメリット料率を適用します。(メリット制については、P.27以降をご参照ください。)

概算保険料	令和7年度に通知された料率	
確定保険料	労災保険率	工事開始日の属する年度の増減率
	メリット増減率	工事終了日の属する年度の増減率

- 一括有期事業報告書に対応した総括表が作成されているかを確認し、漏れがないことを確認の上、提出してください。

<一括有期事業報

様式第7号（第34条関係）（甲）

労働保険

事業主控

一括有期事業報告書（建設の事業）

労働保険番号	1410100000000000	2枚のうち 1枚目	
事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	① 請負金額の内訳 ② 労務費率 ③ 賃金総額
〇〇ハイツ新築工事	横浜市中区 〇〇町〇-〇	6年3月1日から 7年1月31日まで	① 請負代金の額 6,000,000 ② 請負代金に 加算する額 ③ 請負代金から 控除する額 ④ 請負金額 6,000,000 ⑤ 労務費率 23 ⑥ 賃金総額 1,380,000
〇〇邸新築工事 外5件	横浜市中区 〇〇町〇-〇外	6年4月1日から 7年3月31日まで	① 請負代金の額 8,500,000 ② 請負代金に 加算する額 ③ 請負代金から 控除する額 ④ 請負金額 8,500,000 ⑤ 労務費率 23 ⑥ 賃金総額 1,955,000
事業の種類	35 建築事業	計	14,500,000 14,500,000 3,335,000

500万円未満の工事は
まとめて記入できます。

平成27年4月1日以降に開始した工事
については、請負金額から消費税額を
除いた額を記入します。

前年度中（保険関係が消滅した日まで）に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

令和7年7月10日

郵便番号(232-△△△△)
電話番号(045-〇〇〇-△△△△)

住所 横浜市中区〇〇町×-×

事業主

氏名 〇〇建設 〇〇 〇〇
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

[注意]

社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・ 提出代行者・ 事務代理者の表示	氏名	電話番号
--------------------	------------------------------	----	------

様式第7号（第34条関係）（甲）〔別紙〕

事業主控

労働保険番号	1410100000000000	2枚のうち 2枚目	
事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	① 請負金額の内訳 ② 労務費率 ③ 賃金総額
〇〇邸内装工事	横浜市中区 〇〇町〇-〇	6年11月1日から 6年12月20日まで	① 請負代金の額 5,300,000 ② 請負代金に 加算する額 ③ 請負代金から 控除する額 ④ 請負金額 5,300,000 ⑤ 労務費率 23 ⑥ 賃金総額 1,219,000
A宅内装工事外1件	横浜市中区 〇〇町〇-〇外	6年6月1日から 6年11月20日まで	① 請負代金の額 3,670,000 ② 請負代金に 加算する額 ③ 請負代金から 控除する額 ④ 請負金額 3,670,000 ⑤ 労務費率 23 ⑥ 賃金総額 844,100
事業の種類	38 既設建築物設備工事業	計	8,970,000 8,970,000 2,063,100

告書等の記載例＞

別添様式

労働保険等

令和6年度一括有期事業総括表（建設の事業）

この2部は確定保険料申告の際に記載し、提出用を提出する。

事業主控

労働保険番号

府県

所管管轄

基幹番号

枝番号

1

4

1

0

1

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

一括有期事業報告書 2 枚添付

業種番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額 円	労務費率	賃金総額 千円	保険料率		保険料額 円
						基準料率 1000分の	メリット料率 1000分の	
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	平成27年3月31日以前のもの		18		89		
		平成30年3月31日以前のもの		19		79		
		平成30年4月1日以降のもの				62		
32	道路新設事業	平成27年3月31日以前のもの		20		16		
		平成30年3月31日以前のもの				11		
		平成30年4月1日以降のもの		19				
33	舗装工事業	平成27年3月31日以前のもの		18		10		
		平成30年3月31日以前のもの				9		
		平成30年4月1日以降のもの		17				
34	鉄道又は軌道新設事業	平成27年3月31日以前のもの		23		17		
		平成30年3月31日以前のもの		25		9.5		
		平成30年4月1日以降のもの		24		9		
35	建築事業	平成27年3月31日以前のもの		21		13		
		平成30年3月31日以前のもの		23		11		
		平成30年4月1日以降のもの	14,500,000		3,335	9.5	31,682	
38	既設建築物設備工事業	平成27年3月31日以前のもの		22		15		
		平成30年3月31日以前のもの		23		12		
		平成30年4月1日以降のもの	8,970,000		2,063	12	24,756	
36	機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は取付けに関するもの	平成27年3月31日以前のもの	38		7.5		
		平成30年3月31日以前のもの	40		6.5			
		平成30年4月1日以降のもの	38					
		その他のもの	平成27年3月31日以前のもの	21		7.5		
		平成30年3月31日以前のもの	22		6.5			
		平成30年4月1日以降のもの	21					
37	その他の建設事業	平成27年3月31日以前のもの		23		19		
		平成30年3月31日以前のもの		24		17		
		平成30年4月1日以降のもの			15			
		平成19年3月31日以前のもの		①				
合 計			23,470,000		5,398		56,438	
				②（①を除いた合計）	③ 一般拠出金率	一般拠出金額（②×③）		
				5,398千円	1000分の0.02	107円		

別添一括有期事業報告書の明細を上記のとおり総括して報告します。

令和7年7月10日

郵便番号(232-△△△△)

電話番号(045-〇〇〇-△△△△)

住 所 横浜市中区〇〇町×-×

事業主氏名 〇〇建設 〇〇 〇〇

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

社務書記職

作成年月日・提出代行・事務代理者の表示

氏 名

電 話 番 号

労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

※実際の様式と異なる場合がありますのでご承知ください。

- 22 -

＜中小事業主、末尾「5」の記載例＞

常時使用労働者数が「0」の場合は空欄とせず「0」と記入してください。

月割りの特例対象者の
とともに別紙様式も必
特別加入者名は必ず全

組様式第6号(甲)

労働保険番号A

府県	所管	基幹番号
14	101	000000

令和6年度
令和7年度

確定
概算

保険料・一般拠出金申告書

① 労働 保険 番号 の 枝 番 号	② 事業場の名称	③ 業 種	④ 労働 保険 番号 の 基 幹 番 号	⑤ 保 険 区 分	令和6年度確定保険料・令和7年度概算保険料(増額・減額)・一般拠出金										⑬ 確定保険料 (規模区分別) 合計額(⑨+⑫)	一般拠出金		⑯ 申告済概 算保険料 (一般保険料 第1種特別 加入保険料)	令和7年度概算保	
					労 災 保 険			雇 用 保 険			一 般 拠 出 金		⑭ 賃金総額 (※)	⑮ 一般拠出金額 (⑬×0.02/1000)		⑰ 労災保険 保 険 料 (第一種特別 加入を含む)	⑱ 雇用保険 一 般 保 険 料			
					⑦ 賃金総額	⑧ 労災 保険 率	⑨ 保 険 料 (⑦×⑧)	⑩ 賃金総額	⑪ 雇用 保険 率	⑫ 一般保険料 (⑩の(A)×⑪)	15人以下	16人以上							16人以上	16人以上
001	〇〇建設 〇〇〇〇	3502	7	両保 用	(-) 5,398 (特) 8,212	9.5	(-) 56,438 (特) 78,014 (計) 134,452					134,452		5,398	107	123,614	183,046			
002	〇〇工務店 〇〇〇〇	3801	1	両保 用	(-) 1,973 (特) 3,650	12	(-) 23,676 (特) 43,800 (計) 67,476					67,476		1,973	39	96,876	67,476			
008	㈲〇〇組 〇〇〇〇	3719	1	両保 用	(-) 0 (特) 2,920	15	(-) 0 (特) 43,800 (計) 43,800					43,800		0	0	110,150	R7.3.31 事業廃止による委託解除			
012	〇〇建設㈱ 〇〇〇〇	3501		両保 用	(-) 6,144 (特) 3,041	15	(-) 92,160 (特) 45,615 (計) 137,775					137,775		6,144	122	172,365	92,160			
015	〇〇土木 〇〇〇〇	3703	3	両保 用	(-) 6,144 (特) 3,041	15	(-) 92,160 (特) 45,615 (計) 137,775					137,775		6,144	122	172,365	92,160			
				両保 用	(-) 6,144 (特) 3,041	15	(-) 92,160 (特) 45,615 (計) 137,775					137,775		6,144	122	172,365	92,160			
				両保 用	(-) 6,144 (特) 3,041	15	(-) 92,160 (特) 45,615 (計) 137,775					137,775		6,144	122	172,365	92,160			
				両保 用	(-) 6,144 (特) 3,041	15	(-) 92,160 (特) 45,615 (計) 137,775					137,775		6,144	122	172,365	92,160			
				両保 用	(-) 6,144 (特) 3,041	15	(-) 92,160 (特) 45,615 (計) 137,775					137,775		6,144	122	172,365	92,160			
				両保 用	(-) 6,144 (特) 3,041	15	(-) 92,160 (特) 45,615 (計) 137,775					137,775		6,144	122	172,365	92,160			
				両保 用	(-) 6,144 (特) 3,041	15	(-) 92,160 (特) 45,615 (計) 137,775					137,775		6,144	122	172,365	92,160			
				両保 用	(-) 6,144 (特) 3,041	15	(-) 92,160 (特) 45,615 (計) 137,775					137,775		6,144	122	172,365	92,160			
				両保 用	(-) 6,144 (特) 3,041	15	(-) 92,160 (特) 45,615 (計) 137,775					137,775		6,144	122	172,365	92,160			
				両保 用	(-) 6,144 (特) 3,041	15	(-) 92,160 (特) 45,615 (計) 137,775					137,775		6,144	122	172,365	92,160			
				両保 用	(-) 6,144 (特) 3,041	15	(-) 92,160 (特) 45,615 (計) 137,775					137,775		6,144	122	172,365	92,160			
				両保 用	(-) 6,144 (特) 3,041	15	(-) 92,160 (特) 45,615 (計)													

書内訳

氏名	令和6年度の給付基礎月額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎月額	適用月数
〇〇〇〇〇〇	18,000	12	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	18,000	12
〇〇〇〇〇〇	18,000	3	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	20,000	12
〇〇〇〇〇	10,000	12	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	10,000	12
〇〇〇〇〇	18,000	12	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
〇〇〇〇〇	20,000	5	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
			1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
			1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
			1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
			1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
			1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
			1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		

府県 所 管 基 幹 番 号
 労働保険番号B
 (労働保険番号A) 1 4 1 0 1 〇 〇 〇 〇 〇

労働局用

○ ○ ○ ○

1 枚のうち 1 枚目

労働保険 番 号		府 県 所 管 管 轄		基 幹 番 号			
番 号		1 4 1 0 1		0 0 0 0 0			
枝 番 号	特 別 加 入 者 名	給 付 基 礎 額	当該保険料算定期間における特別加入期間	特 例 による 理 由	加 入 数	1 月 分 の 保 険 料 算 定 基 礎 額	特例による保険料算定基礎額
0 0 : 1	〇〇〇〇	18,000	R7 年 1 月 12 日 ～ R7 年 3 月 31 日	① 加入 2 基礎、自動減額等	3	547,500	1,642,500
0 1 : 5	〇〇〇〇	20,000	R6 年 7 月 3 日 ～ R6 年 11 月 16 日	① 加入 ② 転入、自動減額等	5	608,334	3,041,670
			年 月 日 ～ 年 月 日	1 加入 2 転入、自動減額等			
			年 月 日 ～ 年 月 日	1 加入 2 転入、自動減額等			
			年 月 日	1 加入			

繼續事業
(一括有期事業を含む。)

提出用

大和地所馬車道ビル9階

[illegible]

きりとり線(1枚目はきりはなさないで下さい。)

＜中小事業主、末尾「5」メリットの記載例＞

組様式第4号 労働保険料等算定基礎資金等の報告 (事務組合用)

① 事業の名称 **〇〇建設 (株)** TEL **045 (〇〇〇) 〇〇〇** ② 事業の概要 (具体的に記入してください) **建設事業**

③ 事業の所在地 **横浜市中区〇〇町×-×** ④ 事業主の氏名 **〇〇〇〇** 作成者氏名 **〇〇〇〇**

区分	常勤労働者	役員で労働者でない者	臨時労働者	合計	被保険者数	確定拠出年金	確定給付年金
令和6年4月	人	人	人	人	人	人	人
5月	人	人	人	人	人	人	人
6月	人	人	人	人	人	人	人
7月	人	人	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人	人	人

⑤ 令和6年度確定拠出年金の算定基礎額 ⑥ 令和6年度確定給付年金の算定基礎額

⑦ 令和6年度労働保険料の算定基礎額 ⑧ 令和6年度労働保険料の算定基礎額

⑨ 令和6年度労働保険料の算定基礎額 ⑩ 令和6年度労働保険料の算定基礎額

⑪ 令和6年度労働保険料の算定基礎額 ⑫ 令和6年度労働保険料の算定基礎額

⑬ 令和6年度労働保険料の算定基礎額 ⑭ 令和6年度労働保険料の算定基礎額

⑮ 令和6年度労働保険料の算定基礎額 ⑯ 令和6年度労働保険料の算定基礎額

⑰ 令和6年度労働保険料の算定基礎額 ⑱ 令和6年度労働保険料の算定基礎額

⑲ 令和6年度労働保険料の算定基礎額 ⑳ 令和6年度労働保険料の算定基礎額

㉑ 令和6年度労働保険料の算定基礎額 ㉒ 令和6年度労働保険料の算定基礎額

㉓ 令和6年度労働保険料の算定基礎額 ㉔ 令和6年度労働保険料の算定基礎額

㉕ 令和6年度労働保険料の算定基礎額 ㉖ 令和6年度労働保険料の算定基礎額

㉗ 令和6年度労働保険料の算定基礎額 ㉘ 令和6年度労働保険料の算定基礎額

㉙ 令和6年度労働保険料の算定基礎額 ㉚ 令和6年度労働保険料の算定基礎額

㉛ 令和6年度労働保険料の算定基礎額 ㉜ 令和6年度労働保険料の算定基礎額

㉝ 令和6年度労働保険料の算定基礎額 ㉞ 令和6年度労働保険料の算定基礎額

㉟ 令和6年度労働保険料の算定基礎額 ㊱ 令和6年度労働保険料の算定基礎額

㊲ 令和6年度労働保険料の算定基礎額 ㊳ 令和6年度労働保険料の算定基礎額

㊴ 令和6年度労働保険料の算定基礎額 ㊵ 令和6年度労働保険料の算定基礎額

㊶ 令和6年度労働保険料の算定基礎額 ㊷ 令和6年度労働保険料の算定基礎額

㊸ 令和6年度労働保険料の算定基礎額 ㊹ 令和6年度労働保険料の算定基礎額

㊺ 令和6年度労働保険料の算定基礎額 ㊻ 令和6年度労働保険料の算定基礎額

㊼ 令和6年度労働保険料の算定基礎額 ㊽ 令和6年度労働保険料の算定基礎額

㊾ 令和6年度労働保険料の算定基礎額 ㊿ 令和6年度労働保険料の算定基礎額

組様式第6号 (甲)

① 労働保険料の枝番号 **012** ② 事業場の名称 **〇〇建設 (株)** ③ 業種 **3501**

様式第6号 (第24条、第25条、第33条関係) (甲) (1) (表面)
労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告
石綿健康被害救済法 一般拠出金

種別 **32700** ※修正項目番号 ※入力確定コード

① 都道府県 ② 市町村 ③ 業種 ④ 枝番号

⑤ 労働保険料の枝番号 **14101**

⑥ 令和6年度 (元号: 平成は7 令和は9) ⑦ 事業場

⑧ 労働者数 ⑨ 労働者数

⑩ 労働者数 ⑪ 労働者数

⑫ 労働者数 ⑬ 労働者数

⑭ 労働者数 ⑮ 労働者数

⑯ 労働者数 ⑰ 労働者数

⑱ 労働者数 ⑲ 労働者数

⑳ 労働者数 ㉑ 労働者数

㉒ 労働者数 ㉓ 労働者数

㉔ 労働者数 ㉕ 労働者数

㉖ 労働者数 ㉗ 労働者数

㉘ 労働者数 ㉙ 労働者数

㉚ 労働者数 ㉛ 労働者数

㉜ 労働者数 ㉝ 労働者数

㉞ 労働者数 ㉟ 労働者数

㊱ 労働者数 ㊲ 労働者数

㊳ 労働者数 ㊴ 労働者数

㊵ 労働者数 ㊶ 労働者数

㊷ 労働者数 ㊸ 労働者数

㊹ 労働者数 ㊺ 労働者数

㊻ 労働者数 ㊼ 労働者数

㊽ 労働者数 ㊾ 労働者数

㊿ 労働者数

別添様式 労働保険等 令和6年度一括有期事業総括表 (建設の事業)

事業主 〇〇建設 (株) 〇〇〇〇

労働保険番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	労働者数	賃金総額	保険料率	保険料額
31	水力発電施設、予備道新設事業	平成27年3月31日以前のもの		18		89	
32	道路新設事業	平成27年3月31日以前のもの		19		79	
33	舗装工事	平成27年3月31日以前のもの		20		62	
34	鉄道又は軌道新設事業	平成27年3月31日以前のもの		16		11	
35	建築事業	平成27年3月31日以前のもの		19		10	
36	既設建築物設備工事	平成27年3月31日以前のもの		18		9	
37	その他の建設事業	平成27年3月31日以前のもの		17		7	
38	建築事業	平成27年3月31日以前のもの	150,000,000	23	34,500	9.96	343,620
39	建築事業	平成27年3月31日以前のもの	354,000,000	23	81,420	9.5	701,079
40	建築事業	平成27年3月31日以前のもの		22		15	
41	建築事業	平成27年3月31日以前のもの		23		12	
42	建築事業	平成27年3月31日以前のもの		38		7.5	
43	建築事業	平成27年3月31日以前のもの		40		6.5	
44	建築事業	平成27年3月31日以前のもの		21		7.5	
45	建築事業	平成27年3月31日以前のもの		22		6.5	
46	建築事業	平成27年3月31日以前のもの		23		19	
47	建築事業	平成27年3月31日以前のもの		17		15	
48	建築事業	平成27年3月31日以前のもの		1			
49	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
50	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
51	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
52	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
53	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
54	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
55	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
56	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
57	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
58	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
59	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
60	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
61	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
62	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
63	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
64	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
65	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
66	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
67	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
68	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
69	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
70	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
71	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
72	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
73	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
74	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
75	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
76	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
77	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
78	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
79	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
80	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
81	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
82	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
83	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
84	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
85	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
86	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
87	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
88	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
89	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
90	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
91	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
92	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
93	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
94	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
95	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
96	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
97	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
98	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
99	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
100	建築事業	平成27年3月31日以前のもの					
合計			504,000,000		115,920		1,044,646

① 労働保険料の算定基礎額 ② 労働保険料の算定基礎額

③ 労働保険料の算定基礎額 ④ 労働保険料の算定基礎額

⑤ 労働保険料の算定基礎額 ⑥ 労働保険料の算定基礎額

⑦ 労働保険料の算定基礎額 ⑧ 労働保険料の算定基礎額

⑨ 労働保険料の算定基礎額 ⑩ 労働保険料の算定基礎額

⑪ 労働保険料の算定基礎額 ⑫ 労働保険料の算定基礎額

⑬ 労働保険料の算定基礎額 ⑭ 労働保険料の算定基礎額

⑮ 労働保険料の算定基礎額 ⑯ 労働保険料の算定基礎額

⑰ 労働保険料の算定基礎額 ⑱ 労働保険料の算定基礎額

⑲ 労働保険料の算定基礎額 ㉑ 労働保険料の算定基礎額

㉒ 労働保険料の算定基礎額 ㉓ 労働保険料の算定基礎額

㉔ 労働保険料の算定基礎額 ㉕ 労働保険料の算定基礎額

㉖ 労働保険料の算定基礎額 ㉗ 労働保険料の算定基礎額

㉘ 労働保険料の算定基礎額 ㉙ 労働保険料の算定基礎額

㉚ 労働保険料の算定基礎額 ㉛ 労働保険料の算定基礎額

㉜ 労働保険料の算定基礎額 ㉝ 労働保険料の算定基礎額

㉞ 労働保険料の算定基礎額 ㉟ 労働保険料の算定基礎額

㊱ 労働保険料の算定基礎額 ㊲ 労働保険料の算定基礎額

㊳ 労働保険料の算定基礎額 ㊴ 労働保険料の算定基礎額

㊵ 労働保険料の算定基礎額 ㊶ 労働保険料の算定基礎額

㊷ 労働保険料の算定基礎額 ㊸ 労働保険料の算定基礎額

㊹ 労働保険料の算定基礎額 ㊺ 労働保険料の算定基礎額

㊻ 労働保険料の算定基礎額 ㊼ 労働保険料の算定基礎額

㊽ 労働保険料の算定基礎額 ㊾ 労働保険料の算定基礎額

㊿ 労働保険料の算定基礎額

確定保険料算定内訳

① 労働保険料 ② 労働保険料

③ 労働保険料 ④ 労働保険料

⑤ 労働保険料 ⑥ 労働保険料

⑦ 労働保険料 ⑧ 労働保険料

⑨ 労働保険料 ⑩ 労働保険料

⑪ 労働保険料 ⑫ 労働保険料

⑬ 労働保険料 ⑭ 労働保険料

⑮ 労働保険料 ⑯ 労働保険料

⑰ 労働保険料 ⑱ 労働保険料

⑲ 労働保険料 ㉑ 労働保険料

㉒ 労働保険料 ㉓ 労働保険料

㉔ 労働保険料 ㉕ 労働保険料

㉖ 労働保険料 ㉗ 労働保険料

㉘ 労働保険料 ㉙ 労働保険料

㉚ 労働保険料 ㉛ 労働保険料

㉜ 労働保険料 ㉝ 労働保険料

㉞ 労働保険料 ㉟ 労働保険料

㊱ 労働保険料 ㊲ 労働保険料

㊳ 労働保険料 ㊴ 労働保険料

㊵ 労働保険料 ㊶ 労働保険料

㊷ 労働保険料 ㊸ 労働保険料

㊹ 労働保険料 ㊺ 労働保険料

㊻ 労働保険料 ㊼ 労働保険料

㊽ 労働保険料 ㊾ 労働保険料

㊿ 労働保険料

メリット事業場の場合欄は当該事業場を記入

① 申告済概算保険料額

② 申告済概算保険料額

③ 申告済概算保険料額

④ 申告済概算保険料額

⑤ 申告済概算保険料額

⑥ 申告済概算保険料額

⑦ 申告済概算保険料額

⑧ 申告済概算保険料額

⑨ 申告済概算保険料額

⑩ 申告済概算保険料額

⑪ 申告済概算保険料額

⑫ 申告済概算保険料額

⑬ 申告済概算保険料額

⑭ 申告済概算保険料額

⑮ 申告済概算保険料額

⑯ 申告済概算保険料額

⑰ 申告済概算保険料額

⑱ 申告済概算保険料額

⑲ 申告済概算保険料額

㉑ 申告済概算保険料額

㉒ 申告済概算保険料額

㉓ 申告済概算保険料額

㉔ 申告済概算保険料額

㉕ 申告済概算保険料額

㉖ 申告済概算保険料額

㉗ 申告済概算保険料額

㉘ 申告済概算保険料額

㉙ 申告済概算保険料額

㉚ 申告済概算保険料額

㉛ 申告済概算保険料額

㉜ 申告済概算保険料額

㉝ 申告済概算保険料額

㉞ 申告済概算保険料額

㉟ 申告済概算保険料額

㊱ 申告済概算保険料額

㊲ 申告済概算保険料額

㊳ 申告済概算保険料額

㊴ 申告済概算保険料額

㊵ 申告済概算保険料額

㊶ 申告済概算保険料額

㊷ 申告済概算保険料額

㊸ 申告済概算保険料額

㊹ 申告済概算保険料額

㊺ 申告済概算保険料額

㊻ 申告済概算保険料額

㊼ 申告済概算保険料額

㊽ 申告済概算保険料額

㊾ 申告済概算保険料額

㊿ 申告済概算保険料額

4. メリット制適用事業の年度更新申告方法等について

メリット制適用事業（同業種の事業であっても一定の規模以上の事業については個々の災害発生率の高低に応じて労災保険料率を一定の範囲内で増減させる制度）は、一般の委託事業と別に管理することになります。

そのため、「申告書」「申告書内訳」は、メリット制適用事業（枝番号）ごとにまとめて作成してください。

（1）メリット制適用事業の種類について

種 別	適用される料率		お知らせ文書 (該当の場合送付) ※ 1
	令和 6 年度 確定保険料	令和 7 年度 概算保険料	
i) 新規メリット	非メリット※ 2	メリット	①『分離統合のお知らせ』 ③『決定通知』
ii) メリット落ち※ 3	メリット	非メリット	②『保険率について』
iii) 前年度 メリット落ち※ 4	非メリット	非メリット	①『分離統合のお知らせ』
iv) 継続メリット	メリット	メリット	③『決定通知』

※ 1 通知文書の内容については次の（2）を参照ください。

※ 2 メリット制非適用事業の略。基本料率が適用され、基幹番号に包括。

※ 3 前年度が原因で非メリットとなる事業。

令和 5 年度確定保険料の結果、令和 7 年度は基本料率を適用。

※ 4 前々年度が原因で非メリットとなる事業。

令和 4 年度確定保険料の結果、令和 6 年度は基本料率を適用。

(2) 令和7年度年度更新申告書に係る送付書類（お知らせ文書）について

発送 時期	件 名
3月 下旬 ～ 4月 月上旬	『申告済概算保険料分離・統合のお知らせ』（①）労働局より送付 令和7年度概算保険料を基幹番号から「分離」または「統合」する事業を記載。 「分離」事業：i）新規メリット／「統合」事業：iii）前年度メリット落ち が該当します。
	『令和7年度労災保険率について』（②）労働局より送付 令和6年度確定保険料はメリット制適用、令和7年度概算保険料はメリット制 非適用となる事業を記載。 ii）メリット落ち事業が該当します。適用される保険料率は、 <u>令和6年度の年 度更新時に『労災保険料率決定通知書』を同封し、既に通知済です。</u>
5月 下旬 ～ 6月 月上旬	『令和7年度労災保険料率決定通知書』（③）厚労省より送付 令和7年度概算保険料においてメリット制適用となる事業を記載。 年度更新申告書に同封されます。 i）新規メリット、iv）継続メリットが該当します。

(3) メリット制適用事業のある場合の年度更新申告提出書類について

種 別	提出物	メリット事業に係る 申告書作成の留意点
i）新規メリット	申告書2種類（基幹・メリット） 内訳書も申告書毎に作成	確定・概算保険料ともに メリット用の申告書を使用
ii）メリット落ち	申告書2種類（基幹・メリット） 内訳書も申告書毎に作成	確定・概算保険料ともに メリット用の申告書を使用
iii）前年度 メリット落ち	申告書1種類（基幹）	基幹用の申告書に包括して申告
iv）継続メリット	申告書2種類（基幹・メリット） 内訳書も申告書毎に作成	前年度と同様に確定・概算保険料 ともにメリット用の申告書を使用

(4) 労災保険料率決定通知書が届かない場合

既にメリット制適用となっている事業を新年度4月1日以降に新規受託などした場合は、『労災保険料率決定通知書』が送付されません。そのため労働局で作成し、送付します。

– 29 –

②滞納事業場から納入があった場合

領 収 済 通 知 書		(労働保険) (国庫金)		(記入例) ¥0123456789	
取 扱 庁 名 神奈川県労働局		※取扱庁番号 00075348		徴収勘定 労働保険収入及び 一般給出金収入	
30840		厚生労働省管 0847		令和 07 年度	
労働保険番号 143010000000-0000		※CD 項1 全部 一部		翌年度5月1日以降 現年度歳入組入	
※会計年度(元号:令和は9) 元号 — 年 項2		※精算年度(元号:令和は9) 元号 — 年 項3		※収納年月日(元号:令和は9) 元号 — 月 — 日 項4	
納付の目的		※収納区分 項5		※認決区分 項6	
1. 令和		※徴定 項7		※データ指示コード 項8	
2. 令和		※内証証券受領		内 労働保険料	
3. 令和		円		一 般 提出金	
納付の場所		納 付 額 (合計額)		納 付 額 (合計額)	
日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所管都道府県労働局、所轄労働基準監督署		令和 07 年度		令和 07 年度	
令和 07 年度		令和 07 年度		令和 07 年度	
令和 07 年度		令和 07 年度		令和 07 年度	
令和 07 年度		令和 07 年度		令和 07 年度	
令和 07 年度		令和 07 年度		令和 07 年度	
令和 07 年度		令和 07 年度		令和 07 年度	
令和 07 年度		令和 07 年度		令和 07 年度	
令和 07 年度		令和 07 年度		令和 07 年度	
令和 07 年度		令和 07 年度		令和 07 年度	
令和 07 年度		令和 07 年度		令和 07 年度	
令和 07 年度		令和 07 年度		令和 07 年度	
令和 07 年度		令和 07 年度		令和 07 年度	
令和 07 年度		令和 07 年度		令和 07 年度	
令和 07 年度		令和 07 年度		令和 07 年度	
令和 07 年度		令和 07 年度		令和 07 年度	
令和 07 年度		令和 07 年度		令和 07 年度	
令和 07 年度		令和 07 年度		令和	

枠内に枝番号、期別、金額を必ず記入してください。

※納付書の事業主住所氏名枠内のみ、スキャナー表示され労働局へ通知されます。

③延滞金の納付があった場合

領 収 済 通 知 書		(労働保険) (国庫金)		(記入例) ¥0123456789	
取 扱 庁 名 神奈川県労働局		※取扱庁番号 00075348		労働保険特別会計 0847 厚生労働省管 6118	
30820		令和 07 年度		※この書面は、機械処理されますので、汚れたり折り曲げたりしないで下さい。	
労働保険番号 14301000000000000000		※CD 元号 — 年度 項1 項2		※確定年度(元号:令和は9) 元号 — 年度 項3	
※収納区分 元号 — 年 — 月 — 日 項4 項5		※収納機関 項6		※徴収コード 項7 項8 項9 項10 項11	
※収納年月日(元号:令和は9)		※徴収区分 項12		※証券受領 全部 一部	
納付額 ¥1000 (項10)		(住所) 〒 231-0015		※内 証券受領 項13	
納付の目的(上記金額の内訳)		中区〇〇町 × — ××		※第3片表面の注意事項をよく読んで、本額の枠内を記入して下さい。	
1. 令和 年度 概算 期 2. 増加概算…1 利率引上…2		(氏名) 〇〇労働保険事務組合		翌年度5月1日 以降 現年度 歳入 組入	
3. 令和 年度 確定 4. 保険料等…1 追徴金…3 延滞金…5 あわてず納付…7		枝106 R6 1期 延滞金 股		上記金額を領収しました。	
あて先 〒 231-0015		納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局		領 収 日 付 印	
横浜市中央区尾上町5-77-2 大和地所馬車道ビル9階 神奈川県労働局労働保険特別会計歳入徴収官		(官庁送付分)			

(3) 概算保険料第2期・第3期分の納付方法

第2期・第3期の納付書については、国から各法定納期の10日前頃に事務組合あて送付されますので当該納付書により納付してください。

(4) 増額・減額訂正報告及び「内入」を行った事務組合

増額・減額訂正報告及び「内入」を行った事務組合については、第2期・第3期分の納付書は訂正後及び「内入」分を差し引いた後の金額で国から送付されます。

また、減額訂正により発生した一般拠出金については、第2期・第3期の納付書での納付はできません。別の納付書を手書きにより作成し納付してください。

なお、「内入」の納付は、概算保険料第2期分は9月15日まで、第3期分は12月15日までに行ってください。

(5) その他注意すべき事項

労働保険料を証券（約束手形、先日付小切手）で、たとえ7月10日までに納付された場合であっても、手形交換日数の関係で7月11日以降に国庫金として領収され、7月10日までに納付したことにならない場合があります。

2. 労働保険料等の納付窓口

区 分	基幹番号の末尾番号	提 出 先
一元適用事業の両保険料及び 第1種特別加入保険料	0	(ふじ色) 銀行、郵便局又は神奈 川労働局総務部労働保 険徴収課（安定所では 納付できません）
二元適用事業の雇用保険料	2	
二元適用事業の労災保険料及び 第1種特別加入保険料	4・5・6	(黒色) 銀行、郵便局又は神奈 川労働局総務部労働保 険徴収課、監督署
第2種及び第3種特別加入保険料	8	

3. 労働保険料の内部処理

労働保険事務組合は年度更新申告において、事業場の保険料を計算、徴収しますが、政府へ納付する時は基幹番号別に各委託事業場の申告済概算保険料の合計額と確定保険料額の合計額を相殺します

(1) 手元保管金

各委託事業場からの徴収額から政府への納付額を引いた残金。

P33事例（※滞納なし）

④ 6年度申告済概算保険料	2,713,850円		1期納付額792,467円 (769,047+23,420)
⑤ 6年度確定保険料	2,737,270円		2期納付額769,046円
⑥ 確定不足（充当額）(⑤－④)	23,420円	※事例では確定不足	3期納付額769,046円
7年度概算保険料	2,307,139円		

■委託事業場から徴収した1期分納付額

A～H社の合計 1,009,957円・・・納付時に事務組合の手元にある金額

■委託事業場から徴収した1期分納付額－政府への納付額

1,009,957円－792,467円＝217,490円・・・手元保管金（2期、3期分として内入）

2期分へ内入れ… 109,017円	委託事業場から徴収する2期分納付額－政府への納付額の差額分 … ①
3期分へ内入れ… 58,212円	委託事業場から徴収する3期分納付額－政府への納付額の差額分 … ②
還付金 ……50,261円	D社 7,884円+ G社 42,377円 …… ③
	①＋②＋③＝217,490円

(2) 還付金

当年度概算保険料に充当しても充当額が残る場合・充当すべき概算保険料額がない場合は残金を事業場へ還付します。（P33の事例ではD社、H社）

(3) 内部相殺金

当年度概算保険料に充当しても充当額が残る場合、充当すべき概算保険料額がない場合は残金を事業場へ還付しますが、滞納がある場合は還付せず政府へ納付します。（P34の事例ではE社、F社、G社）

P34事例（※滞納あり）

④ 6年度申告済概算保険料	5,500,000円		1期納付額2,080,000円 (1,920,000+160,000)
⑤ 6年度確定保険料	5,660,000円		2期納付額1,920,000円
⑥ 確定不足（充当額）(⑤－④)	160,000円	※事例では確定不足	3期納付額1,920,000円
7年度概算保険料	5,760,000円		

■委託事業場から集金した1期分納付額

A～H社の合計 3,750,000円・・・納付時に組合の手元にある金額

■委託事業場から徴収した1期分納付額－政府への納付額

3,750,000円－2,080,000円＝1,670,000円・・・手元保管金（2期、3期分として内入）

2期分へ内入れ… 570,000円	委託事業場から徴収する2期分納付額－政府への納付額の差額分 … ①
3期分へ内入れ… 550,000円	委託事業場から徴収する3期分納付額－政府への納付額の差額分 … ②
還付金 ……30,000円	F社30,000円 …… ③
内部相殺金 …… 520,000円	E社300,000円+ F社 20,000円+ G社200,000円 …… ④
	①＋②＋③＋④＝1,670,000円

※「内部相殺金」は、年度更新や減額訂正後にそのままにしておくと、事務組合の口座に残り「不明金」となる可能性があります。

※ 内部相殺金を納付する場合は枝番号、期別ごとに納付書を作成し、前年度概算保険料第3期分→第2期分→第1期分の順で納付します。納付書の組合名の下（枠内）に「枝番号 ○○○ R●年度 3期 内部相殺金」と記載してください。

〔年度更新時労働保険料の納付例〕

	① 6 年 度 概 算 額	② 6 年 度 確 定 額	③ (②-①) 差 引 (△は充当額)	7 年 度 概算保険料額	概算 1 期	今 期 納 付 額	概算 2 期 納 付 額	概算 3 期 納 付 額	摘 要
委託事業場 ごとの内訳	A 社	89,366	145,197	145,197	145,197	201,028	0	0	一括納付
	B 社	648,244	596,700	596,700	198,900	(充当 51,544) 147,356	198,900	198,900	
	C 社	742,254	892,347	892,347	297,449	447,542	297,449	297,449	
	D 社	114,546	106,662	106,662					還付 (7,884円)
	E 社	294,000	461,890	461,890		167,890			
	F 社	724,187	505,036	505,036	168,346	(充当 168,346) 0	(充当 50,805) 117,540	168,345	
内訳	G 社	101,253	29,438	29,438	9,814	(充当 9,814) 0	(充当 9,812) 0	(充当 9,812) 0	翌年度に充当してもなお余り があるため還付 (42,377円)
	H 社	(R74.1 新規委託)		138,421	46,141	46,141	46,140	46,140	
① 合 計	2,713,850	2,737,270	23,420	2,307,139		1,009,957	660,029	710,834	←A社からH社までの合計
②各期分として 政府へ納付する額						792,467	769,046	769,046	←「申告書」②③欄の (ニ)・(ヌ)・(ワ) の数字
③ (①-②) 差 額						残金 217,490	不足 - 109,017	不足 - 58,212	
◎年度更新時徴収額 1,009,957円の内訳									
今期分として									
2 期分内入として		792,467円	政府へ納付	年度更新用申告書下部の納付書を使用					
3 期分内入として		109,017円	〃	通常使用する納付書を使用					
D社へ		58,212円	〃	〃					
G社へ		7,884円	還 付						
		42,377円	〃						

以上の結果、手元保管額は0円となり、2期分・3期分はそれぞれの事業場から徴収した額をそのまま政府へ納付すればよいことになります。

〔滞納がある場合の年度更新時の労働保険料納付例〕

	④ 6 年度 概 算 額	⑤ 6 年度 確 定 額	⑥ (⑤-④) 差 引 (△は充当額)	7 年度 概算保険料額	今期納付額	概算 2 期 納 付 額	概算 3 期 納 付 額	摘 要	内部処理方法		
									内部相殺金	還 付 金	滞 納
委託事業場ごとの内訳	A 社	700,000	1,200,000	500,000	1,700,000	0	0	一括納付	0	0	0
	B 社	550,000	450,000	△100,000	(充当100,000) 50,000	150,000	150,000	滞納なし、充当金全額充当可	0	0	0
	C 社	1,400,000 (うち300,000滞納)	2,250,000	850,000	1,600,000	750,000	750,000	滞納300,000円、確定不足あり	0	0	300,000
	D 社	300,000 (うち200,000滞納)	210,000	△90,000	(充当20,000) 50,000	70,000	70,000	滞納200,000円、充当金全額充当可	0	0	200,000
	E 社	1,200,000 (うち1,000,000滞納)	450,000	△750,000	(充当150,000) 0	(充当150,000) 0	(充当150,000) 0	滞納1,000,000円、概算保険料全額 充当してもなお300,000円余り	300,000	0	700,000
	F 社	450,000 (うち20,000滞納)	400,000	△50,000				滞納20,000円、充当金50,000円、 概算0円	20,000	30,000	0
	G 社	900,000 (うち300,000滞納)	700,000	△200,000				滞納300,000円、充当金200,000円、 概算0円	200,000	0	100,000
	H 社	(R7.4.1 新規委託)		1,200,000	400,000	400,000	400,000	新規委託	0	0	0
① 合 計	5,500,000	5,660,000	160,000	5,760,000	3,750,000	1,350,000	1,370,000		520,000	30,000	1,300,000
②各期分として 政府へ納付する額					2,080,000	1,920,000	1,920,000	←「申告書」22欄の (ニ)・(ス)・(ワ)の金額			
③ (①-②) 差 額					残金 1,670,000	不足 -570,000	不足 -550,000		520,000	30,000	1,300,000

◎年度更新時徴収額 3,750,000円の内訳

今期分として	2,080,000円	政府へ納付	年度更新用申告書下部の納付書を使用
2期分内入として	570,000円	〃	通常使用する納付書を使用
3期分内入として	550,000円	〃	〃
内部相殺金としてE社分	300,000円	〃	〃
〃 F社分	20,000円	〃	〃
〃 G社分	200,000円	〃	〃
F社へ	30,000円	還 付	

以上の結果、手元保管額は0円となり、2期分・3期分はそれぞれの事業場から徴収した額をそのまま政府へ納付すればよいことになります。

※ 内部相殺金として政府へ納付する必要があるのは次の①～③をすべてみたす事業場の場合です。

- ① 前年度概算保険料に滞納がある。
- ② 確定精算の結果過納（充当額）が生じる。
- ③ 確定精算の過納分を当年度概算保険料に充当してもなお余りが生じるか、又は委託解除等の理由により充当すべき概算額がない。

※ 内部相殺金の納入方法について

内部相殺金は枝番号ごとに納付書を作成し、組合名の下に「枝番号〇〇〇の内部相殺金」と記載し、前年度概算保険料・第3期分から順次第2期、第1期分として別葉にて納付してください。

※ 内部相殺金の額の計算方法
 $A = \text{前年度概算保険料額} - \text{前年度確定保険料額} - \text{今年度概算保険料額}$
 (前年度中の委託解除の場合は「0」)
 $B = \text{前年度概算保険料滞納額}$
 $\left. \begin{array}{l} \cdot \text{内部相殺金の額} = B \\ \cdot \text{還付金} = A - B \\ \cdot \text{滞納額} = 0 \end{array} \right\} \dots\dots \text{(例) F 社}$
 $\left. \begin{array}{l} \cdot \text{内部相殺金} = A \\ \cdot \text{還付金} = 0 \\ \cdot \text{滞納額} = B - A \end{array} \right\} \dots\dots \text{(例) E 社、G 社}$

4. 労働保険料等の還付についての事務処理

「労働保険料・一般拠出金 還付請求書」は次の要件に該当した場合に提出します。

- (1) 年度更新時に算定した確定保険料（事務組合全体）が納付済概算保険料を下回り、翌年度の概算の保険料に充当し、かつ残余が出た場合
- (2) メリット制適用事業で上記（1）に該当した場合
- (3) 事務組合自体の廃止及びメリット制適用事業の委託解除等で、算定した確定保険料が納付済概算保険料を下回った場合
- (4) 過年度の保険料（一般拠出金）の再確定を行い、再確定後の保険料（一般拠出金）が確定保険料（一般拠出金）を下回った場合
（労働保険料等算定基礎調査時、労働者の誤算入・賃金誤計算等）

「労働保険料等還付請求書」の事業主証明欄及び振込先金融機関欄は委託事業主ではなく、事務組合のものとなります。

事務組合の委託事業主に係る労働保険料に還付金が生じたが、委託事業主が行方不明となった場合の処理

次のいずれかによって処理をします。

- 還付金を供託する（事務組合が供託所へ供託する）
※民法第494条、供託法を参照してください。
- 事務組合で保管する
債権の消滅時効期間である10年間は次の事項に留意して保管してください。
 - (1) 専用口座に預金しておくこと
 - (2) 徴収及び納付簿に記帳しておくこと（当該徴収及び納付簿は返還履行後又は消滅時効完成後3年間は保存しておくこと）
 - (3) 会計諸帳簿に記帳しておくこと（委託事業主に返還できない場合、民法第167条による消滅時効完成までの10年間は繰越金として処理をしておくこと）
 - (4) 消滅時効完成後は、一般会計に繰り入れること（当該関係諸帳簿は10年間保存しておくこと）

5. 労働保険料等の増額又は減額訂正・確定修正

(1) 新規委託及び委託換えの場合

保険関係成立年月日（委託年月日）からの「賃金等の報告」を速やかに求め、概算保険料を算定するとともに、「保険料等申告書」「申告書内訳」を作成し（それぞれの上部余白に増額訂正報告と朱書）、既に申告してある概算保険料の増額訂正を行ってください。

(2) 委託解除の場合

事業廃止等で解除した場合は、速やかに解除年月日までの「賃金等の報告」提出を求め、確定保険料を算定するとともに、「保険料等申告書」「申告書内訳」を作成し（それぞれの上部余白に減額訂正報告と朱書）、既に申告してある概算保険料の減額訂正を行ってください。

<留意事項>

- ・「申告書内訳」の余白に滞納の有無を朱書してください。
- ・翌年度の年度更新時に確定申告が必要です。
- ・減額訂正に伴い、一般拠出金が確定しますので、2期、3期の納付期限までに手書きの納付書により納付してください。
ただし、口座振替納付をされている場合は、第1期分引き落とし後に行ってください。
- ・減額訂正は委託解除となった事業場の**申告済概算保険料額を委託解除年月日までの確定保険料額**に訂正するだけのものです。翌年度の年度更新時に改めて確定の申告が必要になります。

<個別移行による委託解除の場合>

- ・個別事業としての成立届を事業場の所在地を管轄する労働基準監督署（二元雇用の分は管轄の公共職業安定所）に提出するよう指導してください。
- ・雇用保険適用事業については、雇用保険事業主事業所各種変更届に成立届の控を添付し、管轄の公共職業安定所に提出してください。

●概算保険料増減額訂正申告提出期限

	委託・委託解除時期の区分	提出期限	納付又は増減額時期
増額訂正	① 6月1日～9月15日	9月19日	2期・3期
	② 9月16日～12月15日	12月19日	3期
	③ 12月16日～5月31日	年度更新時	前年度確定不足
減額訂正	① 4月1日～9月15日	9月19日	2期・3期
	② 9月16日～12月15日	12月19日	3期
	③ 12月16日～3月31日	年度更新時	前年度確定不足

※提出期限は厳守してください。

第2種特別加入団体分については増減額申告は不要です。諸事情により変更・訂正を要する場合は、修正申告を行ってください。

(3) 増減額保険料の申告・納付方法

●増額訂正の場合

区分①	6月1日～9月15日
	増額対象委託事業場の労働保険料（複数の場合は合計額）は2等分し、2分の1は2期分として、残り2分の1は3期分としてそれぞれ申告・納付してください。 ※端数が生じる場合は2期分として処理してください。
区分②	9月16日～12月15日
	増額対象委託事業場の労働保険料（複数の場合は合計額）はすべて3期分として申告・納付してください。
区分③	12月16日～5月31日
	すべて年度更新時に確定清算してください。

●減額訂正の場合

区分①	4月1日～9月15日
	減額対象委託事業場の労働保険料は「当該事業場」の3期分徴収決定額よりまず減額し、余った額は全額2期分より減額してください。（複数の場合は、2期減額分の合計と3期減額分の合計をそれぞれ申告してください。）このため、減額の結果返還となる事業場への返還金は、他の委託事業場より2期分として交付を受けた保険料より返還してください。
区分②	9月16日～12月15日
	減額対象委託事業場の労働保険料（複数の場合は合計額）はすべて3期分から減額してください。
区分③	12月16日～3月31日
	すべて年度更新時に確定清算してください。

※4月1日から年度更新までの間に委託解除になった場合は、年度更新時の概算額を委託解除までの確定額で申告してください。

●増額訂正・減額訂正を同時に提出する場合

「増額訂正」・「減額訂正」のそれぞれ「保険料・一般拠出金申告書内訳」を別業にて作成し、必ず「増減額訂正合計表」（42ページ）を作成します。

「保険料等申告書」には増減した後の金額を記入してください。

※区分①の増減額訂正については、2期分、3期分の納付書に、増減額後の金額が印書されますので、当該納付書により納付してください。

※区分②の増減額訂正については、3期分の納付書に増減額後の金額が印書されますので、当該納付書により納付してください。

增額訂正

朱書のこと

組様式第6号(甲)

赤で囲むこと

保險料・一般抛出金申告書内訳

令和6年度	確定
令和7年度	概算

枚のうち	枚目
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100

府県	所掌	管轄	基幹番号
14	301	000000	000000

労働保険番号A

[illegible]

(郵便番号) 231-0000
電話番号(045)-000 4444番

※①一般出金算定に係る買金総額については、平成19年3月31日以前に設立した一括有期事業の(一)と②(労働保険に係る買金総額)については、②(労働保険に係る買金総額)の(一)と③(労働保険に係る買金総額)の(二)とを合算して算入して下さい。ただし、一般出金算定対象とはなりません。

労働保険事務組合 〇〇労働保険事務組合

所在地 横滨市中央区 〇〇町 〇〇番 〇〇号

代表者の氏名

事務担当者) 氏名 ○○○○

用同德堂

保險料、一般拠出金、申告書内訳

枚のうち

朱書のこと

労働保険番号A	府県	所掌	管轄	基幹番号
	14	3	01	000000

令和6年度

~~確定~~ ~~概算~~

①		②	③	④	⑤	⑥		令和6年度確定保険料・令和7年度概算保険料(増額・減額)・一般拠出金				令和7年度概算保険料				第1種特別加入者												
労働保険番号の枝番号	事業場の名称	業種	保険種別	保険関係区分	保険者	賃金総額	労働保険率	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	氏名	令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数					
131	クリーニング	94204	6A	労働雇用	4	2415	3	(-) 2415	(特) 0	(特) 7245	1603	155	24846	32091	2415	48	R74.30	事業廃止による委託解除	滞納なし	減額前	差	0	0	令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
	株○○タグラ	710216	16A	労働雇用	16	26512	4	(-) 106048	(特) 2281	(特) 115172	25570	155	396335	511507	26512	530	R78.31	委託換えによる委託解除	滞納あり	減額前	差	0	0	令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
142	株○○タグラ	710216	16A	労働雇用	16	63674	4	(-) 244696	(特) 5475	(特) 276596	61378	155	951359	1227955	63674			委託解除年月日、解除理由を明記してください。						令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0	(特) 0														令和6年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和7年度の給付基礎日額	適用月数
				労働雇用				(-) 161424	(特) 0</																			

※①一般拠出金算定に係る資金総額)については、⑦(労災保険に係る資金総額)の(－)と同額を記入して下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立した一括有期事業(郵便番号 231-0000)については、一般拠出金算定対象とはなりません。

労働保険の事務組合の

〇〇労働保険事務組合

所在地 横浜市中区〇〇町××-××

小計欄には、労災、雇用それぞれの減額する金額の合計を朱書してください。

事務担当者) 氏名

労働局用

組様式第6号 (甲)

労働保険番号A	府県番号	管轄	基幹番号
1430100000000	14	301	00000000

令和6年度
令和7年度

確定
概算

保険料・一般拠出金申告書内訳

増減額訂正合計表

枚のうち	枚目
------	----

朱書のこと

① 労働 保険 番号 の枝 番号	② 事業場の名称	③ 業 種	④ 保 険 区 分	令和6年度確定保険料・令和7年度概算保険料 (増額・減額)・一般拠出金										令和7年度概算保険料		第1種特別加入者	令和7年 度からの 給付基礎 日額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
				⑤ 保 険 種 別	⑥ 賃金総額 (7)×(8)	⑦ 労 災 保 険 率	⑧ 労 災 保 険 料 (7)×(8)	⑨ 賃金総額 (10)×(11)×(12)	⑩ 雇 用 保 険 率	⑪ 雇 用 保 険 料 (9)×(12)	⑫ 賃金総額 (13)×(14)×(15)	⑬ 一 般 拠 出 金 率	⑭ 一 般 拠 出 金 額 (13)×(15)	⑮ 合 計 (16)+(17)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
減額分			労働 雇用 労災	労働 雇用 労災	(-) (特)	100.00%	(-) (特)	(-) △161.424	(-) (特)	(-) (特)	100.00%	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)	(-) (特)

※①(一般拠出金算定に係る賃金総額)については、②(労働保険料率)の(一)と同額を記入して下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立した一括労働事業については、一般拠出金算定対象とはなりません。

労働保険事務組合の名称 ○○労働保険事務組合

所在地 横浜市中区○○町×-××

代表者の氏名

(事務担当者) 氏名

労働局用

— 保険料申告書 —

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（1）（表面）
労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

繼續事業
(一括右期事業を含む。)

標準
字体

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR 件への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

提出用

令和7年 9 月 〇 日

あて先 〒231-0015

横浜市中区尾上町 5-77-2

大和地所馬車道ビル9階

神奈川労働局

労働保険特別会計歳入徴収官廳

(注2) (注1)

(なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク)の所で折り曲げて下さい。

種別	※修正項目番号	※入力確定コード	増減額訂正	提出用 令和7年 9 月 ○ 日
32700		項1		
①都道府県所管労働基準番号枝番号				
労働保険番号	14301○○○-○○○			
②加算年月日(元号：平成は7 令和は9)		③事業廃止等年月日(元号：平成は7 令和は9) ※事業終了等理由		
元号	-	月	-	日
	-		-	
④常時雇用労働者数		⑤雇用保険被保険者数		
	人		人	
※労働保険料率		※保険料徴収率・保険理由コード		
	%			
神奈川労働局		労働保険特別会計歳入徴収官殿		

① 区 分	算 定 期 間		年 月 日 から		年 月 日 まで																																									
	② 保険料算定基礎額の見込額	③ 保険料率	④ 概算・増加概算保険料額 (②×③)																																											
労働保険料	(イ) <table border="1"><tr><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr><tr><td colspan="8">千円</td></tr></table>	□	□	□	□	□	□	□	□	千円								(イ) 1000分の (イ)	(イ) <table border="1"><tr><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr><tr><td colspan="8">401731118</td></tr><tr><td colspan="8">千円</td></tr></table>		□	□	□	□	□	□	□	□	401731118								千円								(イ)	
□	□	□	□	□	□	□	□																																							
千円																																														
□	□	□	□	□	□	□	□																																							
401731118																																														
千円																																														
労災保険分	(ロ) <table border="1"><tr><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr><tr><td colspan="8">千円</td></tr></table>	□	□	□	□	□	□	□	□	千円								(ロ) 1000分の (ロ)	(ロ) <table border="1"><tr><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr><tr><td colspan="8">18287133</td></tr><tr><td colspan="8">千円</td></tr></table>		□	□	□	□	□	□	□	□	18287133								千円								(ロ)	
□	□	□	□	□	□	□	□																																							
千円																																														
□	□	□	□	□	□	□	□																																							
18287133																																														
千円																																														
雇用保険分	(ハ) <table border="1"><tr><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr><tr><td colspan="8">千円</td></tr></table>	□	□	□	□	□	□	□	□	千円								(ハ) 1000分の (ハ)	(ハ) <table border="1"><tr><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr><tr><td colspan="8">21885985</td></tr><tr><td colspan="8">千円</td></tr></table>		□	□	□	□	□	□	□	□	21885985								千円								(ハ)	
	□	□	□	□	□	□	□	□																																						
千円																																														
□	□	□	□	□	□	□	□																																							
21885985																																														
千円																																														

(注2) (注1)
石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金
一般拠出金は延納できません

⑭欄 増減訂正後の額

[illegible]

⑬欄
前回まで申告した総額
(組合全体の申告額)
を記入する。

②欄

- * 労働保険料分の今回増減額する金額を記入する。
- * ()内は、今回確定徴収する一般拠出金の金額を記入する。

②欄

(チ)(ル) …増減額前に決定した各期納付額(組合全体の金額で、前回提出した「申告書」の(ヌ)、(ワ)の金額)を記入する。

(リ) …… 2期から増減する額の合計額を記入します。

(ヲ) …… 3期から増減する額の合計額を記入します。

滞納がある場合は、
記入方法が変わる場
合があります。

(4) 確定修正の場合

年度更新手続後に確定保険料の申告額誤りを認めた場合、その都度確定修正申告を行ってください。(記載例は45～48ページ)

(例)

- ① 雇用保険被保険者の遡及による取得
- ② 役員報酬の誤算入
- ③ 計算誤り

等

※日頃より委託事業場との連絡を密にし、修正の生じないよう確認をお願いします。

確定修正の結果、不足額が生じる場合は納付書を作成して納付し、過納額が生じる場合は還付請求書を作成して提出してください。(還付請求書の記載例は49ページ)

なお、還付金を請求する権利は二年を経過したとき時効によって消滅しますので注意してください。この時効の起算日は6月1日です。ただし、当該申告書が法定期限内(6月1日～7月10日)に提出されたときは、その提出された日の翌日となります。

—保險料・一般抛出金内訳—

6年度確定修正

保險料・一般拋出金申出書内訳

1枚のうち	1枚目
-------	-----

労働保険番号A	府県	14	所 掌	3	管 轄	01	基 幹 番 号	00000000

※⑩(一般拠出金算定に係る貸金総額)については、⑨については、一般拠出金算定対象とはなりません。

(郵便番号 231 - 0000)

電話番号 (045) - (000) 0000 番番

労働保険事務組合
名称
〇〇労働保険事務組合

所在地 横浜市中区〇〇町×-×-×

代表者の氏名	組合長	〇〇	〇〇

勞働局用

事務担当者 〇〇氏

〔確定修正（不足額が出る場合）の記載例〕

－保険料申告書－

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（1）（表面）

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康検査費減法 一般拠出金

下記のとおり申告します。

継続事業
（一括有期事業を含む。）

標準
字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR 枠への記入は上記の「標準字体」をお願いします。

提出用

朱書きのこと

種別 3 2 7 0 0 修正項目番号 入力確定コード 令和6年度確定修正 令和7年 12月 〇 日

① 労働保険番号 14301000000000000000 ② 増加年月日（元号：平成は7 令和は9） ③ 事業廃止等年月日（元号：平成は7 令和は9） ④ 常時雇用労働者数 ⑤ 雇用保険被保険者数 ⑥ 事業廃止等理由 ⑦ 労働保険特別会計歳入徴収官殿

あて先 〒231-0015 横浜市南区尾上町5-77-2 大和地所馬車道ビル9階 神奈川労働局 労働保険特別会計歳入徴収官殿

⑦ 区分	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・一般拠出率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額（⑧×⑨）
労働保険分	(イ) 1000分の(イ) 36632268	(イ) 1000分の(イ) 36632268	円
労働保険分	(ロ) 1000分の(ロ) 17689345	(ロ) 1000分の(ロ) 17689345	円
雇用保険分	(ハ) 1000分の(ハ) 18942923	(ハ) 1000分の(ハ) 18942923	円
一般拠出金（注1）	(ニ) 1000分の(ニ) 51237	(ニ) 1000分の(ニ) 51237	円

⑪ 区分	⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額（⑫×⑬）
労働保険分	(イ) 1000分の(イ) 36632268	(イ) 1000分の(イ) 36632268	円
労働保険分	(ロ) 1000分の(ロ) 17689345	(ロ) 1000分の(ロ) 17689345	円
雇用保険分	(ハ) 1000分の(ハ) 18942923	(ハ) 1000分の(ハ) 18942923	円

⑮ 事業主の郵便番号（変更のある場合記入） ⑯ 事業主の電話番号（変更のある場合記入） ⑰ 延納の申請 納付回数 ⑱ 延納の申請 納付回数

⑲ 申告済概算保険料額 ⑳ 申告済概算保険料額

⑳ 申告済概算保険料額 ⑳ 申告済概算保険料額

⑳ 申告済概算保険料額 ⑳ 申告済概算保険料額

⑳ 申告済概算保険料額 ⑳ 申告済概算保険料額

⑩欄
前回の確定申告額に今回修正によって増加した額を加算して記入すること。

⑱欄
* 前回確定申告した総額（組合全体の申告済額）を記入する。
* 前回確定申告した一般拠出金額も（ ）で記入する。

⑳欄（ハ）
* 労働保険料分の今回確定徴収する金額を記入する。
* （ ）内は、今回確定徴収する一般拠出金の金額を記入する。

—保險料・一般抛出金内訳—

組様式第6号(甲)

基 幹 番 号	管 轄	所 属
---------	-----	-----

6年度確定修正

1枚のうち 1枚目

※⑩(一般拠出金算定に係る賃金総額)については、⑦について、一般拠出金算定対象とはなりません。

(郵便番号 231 - 0000)
電話番号 (045) - (000) 0000 番

労働保険事務組合
○○労働保険事務組合

所在地 横浜市中区〇〇町×-×-×

代表者の氏名	組合長	〇〇	〇〇
--------	-----	----	----

〔氏名〕事務担当者

用 响

〔確定修正（余剰金が出る場合）の記載例〕

－ 保険料申告書 －

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（1）（表面）

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

下記のとおり申告します。

継続事業

（一括有期事業を含む。）

標準
字体
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
O C R 枠への記入は上記の「標準字体」をお願いします。

提出用

令和7年12月〇日

朱書きのこと

種別 32700 ※修正項目番号 ※人力鑑定コード

令和6年度確定修正

※各種区分
労働保険等 業種 産業分類

あて先 〒231-0015
横浜市中央区尾上町5-77-2
大和地所馬車道ビル9階

①労働保険番号 14301000000000000000
②増加年月日（元号：平成は7 令和は9） 元号 月 日
③事業廃止等年月日（元号：平成は7 令和は9） ※事業廃止等理由
④賃時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数
※保険関係※片保険理由コード

神奈川労働局
労働保険特別会計歳入徴収官殿

（注2）（注1）
右欄による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金

確定保険料算定内訳	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・一般拠出率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額（⑧×⑨）
労働保険料	(イ) 11千円	(イ) 1000分の(イ)	(イ) 36623668円
労災保険分	(ロ) 15千円	(ロ) 1000分の(ロ)	(ロ) 17685345円
雇用保険分	(ハ) 29千円	(ハ) 1000分の(ハ)	(ハ) 18938323円
一般拠出金（注1）	(ヘ) 35千円	(ヘ) 1000分の(ヘ)	(ヘ) 51229円

⑩欄
前回の確定申告額に今回修正によって減額した額を記入すること。

概算・増加概算保険料算定内訳	⑪ 保険料算定基礎額の見込額	⑫ 保険料率	⑬ 概算・増加概算保険料額（⑪×⑫）
労働保険料	(イ) 11千円	(イ) 1000分の(イ)	(イ) 11千円
労災保険分	(ロ) 15千円	(ロ) 1000分の(ロ)	(ロ) 15千円
雇用保険分	(ハ) 29千円	(ハ) 1000分の(ハ)	(ハ) 29千円

⑭事業主の郵便番号（変更のある場合記入） ⑮事業主の電話番号（変更のある場合記入） ⑯延納の申請納付回数

※延納有無区分 ※賃時労働者区分 ※アークシールコード ※再入力区分 ※終了項目

⑮ 申告済概算保険料額	⑯ 申告済概算保険料額
⑰ 差引額	⑱ 申告済概算保険料額
(イ) ⑮-⑰の(イ)	(イ) ⑮-⑰の(イ)
(ロ) ⑮-⑰の(ロ)	(ロ) ⑮-⑰の(ロ)

⑱欄
* 前回確定申告した総額（組合全体の申告済額）を記入する。
* () 内には、前回確定申告した一般拠出金額を記入する。

⑲ 期別納付額

⑳ 事業又は作業の種類

㉑ 加入している労働保険

㉒ 事業主

㉓ 事業主住所

㉔ 事業主氏名

㉕ 事業主代表者の氏名

㉖ 事業主電話番号

㉗ 事業主所在地

㉘ 事業主業種

㉙ 事業主産業分類

㉚ 事業主事業内容

㉛ 事業主事業開始年月日

㉜ 事業主事業廃止等理由

㉝ 事業主事業継続理由

㉞ 事業主事業継続理由

㉟ 事業主事業継続理由

㊱ 事業主事業継続理由

㊲ 事業主事業継続理由

㊳ 事業主事業継続理由

㊴ 事業主事業継続理由

㊵ 事業主事業継続理由

㊶ 事業主事業継続理由

㊷ 事業主事業継続理由

㊸ 事業主事業継続理由

㊹ 事業主事業継続理由

㊺ 事業主事業継続理由

㊻ 事業主事業継続理由

㊼ 事業主事業継続理由

㊽ 事業主事業継続理由

㊾ 事業主事業継続理由

㊿ 事業主事業継続理由

きりとり線（1枚目はきりとはささないで下さい。）

㉞欄（ロ）
今回修正したことにより発生した余剰金（保険料と一般拠出金の合算した金額）を記入する。

- 還付請求書 -

還付金の種別

種別 3 1 7 5 1	労働保険番号 都道府県 所管管轄(1) 基幹番号 枝番号 14300000000000000000 - 000000	※修正項目番号 00	※漢字修正項目番号 00
--	--	----------------------	------------------------

① 還付金の払渡しを受けることを希望する金融機関（金融機関のない場合は郵便局）

金融機関名称〈漢字〉 略称を使用せず正式な金融機関名を記入して下さい 〇〇銀行 支店名称〈漢字〉 略称を使用せず正式な支店名を記入して下さい △△支店 ※金融機関コード (項5) 0000 ※支店コード (項6) 0000 フリガナ 〇〇ロウドウホケンシムクミアイ・クミアイチョウカ 口座名義人 〇〇労働保険事務組合 組合長 〇〇〇〇	種別 1.普通 2.当座 3.通知 4.別段 1 項2 0000000000 項3 0000 ゆうちょ銀行記号番号 記号 0000000000 - 番号 000000000000000000 項4 00
---	---

郵便局名称〈漢字〉 略称を使用せず正式名称で〇〇郵便局まで記入して下さい
区・市・郡〈漢字〉

② 還付請求額 （注意）各欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい

(ア) 納付した概算保険料の額又は納付した確定保険料の額 百十億千百万千百十円 (項9) 36640318 ¥ (イ) 確定保険料の額又は改定確定保険料の額 百十億千百万千百十円 (項10) 36623668 ¥ (ウ) 差額 百十億千百万千百十円 (項11) 16650 ¥ (エ) 労働保険料等、一般拠出金への充当額（詳細は以下③） (オ) 労働保険料等に充当 百十億千百万千百十円 (項12) 0 ¥ (カ) 一般拠出金に充当 百十億千百万千百十円 (項13) 0 ¥ (キ) 労働保険料還付請求額 (ウ) - (オ) - (カ) 百十億千百万千百十円 (項14) 16650 ¥	(ク) 納付した一般拠出金 百十億千百万千百十円 (項15) 51247 ¥ (ケ) 改定した一般拠出金 百十億千百万千百十円 (項16) 51229 ¥ (コ) 差額 百十億千百万千百十円 (項17) 18 ¥ (サ) 一般拠出金・労働保険料等への充当額（詳細は以下③） (シ) 一般拠出金に充当 百十億千百万千百十円 (項18) 0 ¥ (ス) 労働保険料等に充当 百十億千百万千百十円 (項19) 0 ¥ (セ) 一般拠出金還付請求額 (コ) - (シ) - (ス) 百十億千百万千百十円 (項20) 18 ¥
---	--

③ 労働保険料等への充当額内訳

充当天事業の労働保険番号	労働保険料等の種別	充当額
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	円
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	

上記のとおり還付を請求します。
 ○○年 ○○月 ○○日

官署支出官厚生労働省労働基準局長 殿
 神奈川労働局労働保険特別会計資金前渡官吏 殿

※修正項目（英数・カナ）
 ○○○○

※修正項目（漢字）
 ○○○○

事業主 名称 **〇〇労働保険事務組合**
 氏名 **組合長 〇〇〇〇**

（法人のときは、その名称及び代表者の氏名）

還付理由
☐ 1.年度更新
☐ 2.事業終了
☐ 3.その他(算調等)

還付金発生年度(元号：平成は7 令和は9) ※徴収区分
 元号 **一** 年 (項21) **二** 年 (項22) **三** 年 (項23) **四** 年 (項24)

歳入徴収官 部長 課室長 補佐 係長 係	作成年月日・提出代行・事務代理者の表示	氏名	電話番号
----------------------	---------------------	----	------

申告書⑩欄に
記入した額

6. 保険料等を滞納した場合の事務処理

(1) 保険料を滞納している事務組合は「滞納事業場報告書」の提出が義務付けられていますので、法定納期時点での滞納状況を下記指定期日までに報告してください。

- ① 滞納事業場報告書に基づき、滞納事業場ごとの督促状を一括送付しますので、各滞納事業場あて至急交付するとともに納付の督促をしてください。
- ② 滞納事業場報告書が指定期日までに提出されないときは、その後の納入状況により延滞金の納付責任は事務組合となります。

滞納事業場報告の報告期日

	滞 納 状 況	報 告 期 日
前年度確定不足分 及び	7月10日現在	7月25日まで
第 1 期 分	(9月8日現在)	(9月20日まで)
第 2 期 分	11月14日現在	11月28日まで
第 3 期 分	2月16日現在	2月28日まで

※ () 内口座振替申込み事務組合

(2) 滞納事業場報告書により報告した事業主からその後保険料の納入があった場合は、1か月ごとに取りまとめ、翌月10日までに「納入事業場報告書」を提出してください。

- ① 滞納保険料の納入があった場合は、延滞金との関係があるため、直ちに納付してください。
- ② 延滞金は、督促状記載の指定期限内に完納された場合は免除されます。

(3) 保険料等の滞納により事務組合あての督促状を受けたときは、報奨金の交付に影響が生ずる場合があります。

(4) 滞納額の一括納付が困難な場合は「労働保険料等に関する債務確認及び納付誓約書」を事業主に作成させ、神奈川労働局に提出してください。そして、事業主に対して、納付計画どおりに納付するように指導してください。

なお、資金等の都合によりやむを得ず納付計画が立たない場合でも必ず債務確認欄は記入をさせ、提出してください。

また、記入日は必ず事業主の自筆で記入してください。

(5) 滞納事業場がありますと定期的に事務組合あてに滞納事業場一覧を送付しています。上記(4)等の接触状況を記入の上、返送してください。

労働保険料等滞納事業場報告書

(記載例)

種別
31850

提出年月日
9-07-18

※労働保険番号
14301000000000000000

神奈川県 労働局長 殿

報告年月
9-07-14

現在 下記事業場の保険料等が滞納となっていますので報告します。(枚のうち 枚目)

枝番号1
002
徴定年度1
9-07
徴定区分1
62
電話 (045)-(000) ΔΔΔΔ 番
事業場名
〇〇産業(株)

納付すべき保険料等1
11078
納入額1
0
滞納額1
11078

枝番号2
002
徴定年度2
9-07
徴定区分2
72
電話 (045)-(000) ΔΔΔΔ 番
事業場名
〇〇産業(株)

納付すべき保険料等2
493
納入額2
0
滞納額2
493

枝番号3
002
徴定年度3
9-07
徴定区分3
21
電話 (045)-(000) ΔΔΔΔ 番
事業場名
〇〇産業(株)

納付すべき保険料等3
164800
納入額3
0
滞納額3
164800

枝番号4

徴定年度4
-
徴定区分4

電話 (-)-(-) 番
事業場名

納付すべき保険料等4

納入額4
0
滞納額4
0

枝番号5

徴定年度5
-
徴定区分5

電話 (-)-(-) 番
事業場名

納付すべき保険料等5

納入額5
0
滞納額5
0

合計

納付すべき保険料等合計
176371
納入額合計
0
滞納額合計
176371

納付状況
月/日 保険料等 滞納額
/ /
/ /
/ /

納付状況
月/日 保険料等 滞納額
/ /
/ /
/ /

納付状況
月/日 保険料等 滞納額
/ /
/ /
/ /

納付状況
月/日 保険料等 滞納額
/ /
/ /
/ /

確定不足分・
一般拠出金分・
概算第1期分は
別々に記入する。

凡例
1-徴定区分
21. 全期または1期
22. 2期
23. 3期
61. 事業廃止(保険料)
62. 前年度(保険料)
63. 前々年度(保険料)
71. 事業廃止(拠出金)
72. 前年度(拠出金)
73. 前々年度(拠出金)

- 51 -

労働保険料等納入事業場報告書

種 別	31851	提出年月日	9-07-09-08
神奈川 労働局長 殿		電話	(045)-(000)△△△△番
※労働保険番号		所在地	〒231-0000 横浜市中区〇〇町×-××
都道府県	所管	管轄	基幹番号
14	30	10	〇〇〇〇〇〇〇〇
報告年月		名 称	〇〇労働保険事務組合
9-07-08	代表者氏名	組合長 〇〇 〇〇	

中に下記事業場の保険料等を納付しましたので報告します。 (枚のうち 枚目)

枝番号1 002	年月日1 9-07-08-31	保険料等1 11078	滞納額1 0
徴定年度1 9-07	納付場所1 〇〇銀行△△支店	備考1	
徴定区分1 62	国に納付した日を記入する。		
枝番号2 002	年月日2 9-07-08-31	保険料等2 493	滞納額2 0
徴定年度2 9-07	納付場所2	備考2	
徴定区分2 72	一部納付の場合には、滞納額の残額を記入してください。		
枝番号3 002	年月日3 9-07-08-31	保険料等3 164800	滞納額3 0
徴定年度3 9-07	納付場所3	備考3	
徴定区分3 21			
枝番号4 000	年月日4 元号-年-月-日	保険料等4	滞納額4
徴定年度4 元号-年	納付場所4	備考4	
徴定区分4 00			
枝番号5 000	年月日5 元号-年-月-日	保険料等5	滞納額5
徴定年度5 元号-年	納付場所5	備考5	
徴定区分5 00			
合計	保険料等合計 176371	滞納額合計 0	

- (注) 1. この報告書は、労働保険料等滞納事業場報告書(組様式第9号)により報告した事業場のうち、その後納付したものにつき1ヶ月分をとりまとめ、翌月10日までに報告すること。
2. 納付場所欄には銀行名(支店名まで)、郵便局名、都道府県労働局又は労働基準監督署の別を表示すること。

【記載例】

必ず事業主の自筆で記入すること。

令和 7 年 〇 月 〇 日

労働保険特別会計歳入徴収官
 神奈川県労働局長 殿
 (労働保険事務組合 代表者)
 〇〇労働保険事務組合 殿
 組合長 〇〇 〇〇

所在地 横浜市中区〇〇町×-××
 事業所名 〇〇印刷(株)
 事業主名 〇〇 〇〇



労働保険料等に関する債務確認及び納付誓約書

下記のとおり、労働保険料等が未納であることを確認し、納付計画に従い責任をもって納付することを誓約します。

また、下記1の保険料等が完納した際には、労働保険徴収法に基づく延滞金が課されることについても了承します。

1. 滞納労働保険料等額

労働保険番号		1 4 - 3 - 01 - 000000 - 000				
	年度	期分	労働保険料	追徴金	延滞金	合計
滞 納 額	6	確定不足	0		1,000	1,000
	7	概算1期	17,334			17,334
	7	概算2期	17,334			17,334
	7	概算3期	17,334			17,334
	6	一般拠出金	265			265
	合 計		52,267		1,000	53,267

2. 納付計画

回	金 額	納付年月日	回	金 額	納付年月日	摘 要
1	10,000	7 年10月30日	7		年 月 日	
2	10,000	7 年11月30日	8		年 月 日	
3	10,000	7 年12月25日	9		年 月 日	
4	10,000	8 年1月20日	10		年 月 日	
5	10,000	8 年2月18日	11		年 月 日	
6	3,267	8 年3月7日	12		年 月 日	

(取扱い労働保険事務組合)

〇〇労働保険事務組合
 組合長 〇〇 〇〇

(6) 倒産等が発生した場合の事務処理

倒産等で、労働保険料等の滞納のある場合若しくは滞納のおそれがある場合については、「事故事業場報告書」(104ページ)を速やかに提出してください。

(7) 行方不明等により委託解除する場合

年度途中で発生した場合は、9月又は12月の減額訂正時期より前であれば減額訂正を行ってください。確定金額は1期又は2期の納付済保険料額をもって確定し、全額未納の場合は、概算保険料額と同額で確定してください。未納額がある場合は、「事故事業場報告書」(104ページ)を速やかに提出してください。

なお、一般拠出金については0円としてください。その後、行方が判明した場合には、確定修正を行ってください。

7. 算定基礎調査について

(1) 労働保険料算定基礎調査の目的

労働保険料算定基礎調査は、徴収法第43条の規定に基づき、保険関係が成立している、若しくは成立していた事業の事業場又は事務組合若しくは事務組合であった団体の事務所に立ち入り、関係者に対し質問、又は帳簿書類等用いて適正な労働保険料の額を確認する調査です。労働保険料等の適正な徴収を図るとともに、労働保険料の負担の公平を期し、併せて徴収法の円滑な施行を目的としています。

実施にあたり、事前に事務組合あてに通知しますので、対象事業所から必要な資料を借用してください。

(2) 調査時に用意していただく書類等

- ①労働保険確定賃金表 ←
- ②会社経歴書・案内書・事業場組織表
- ③定款・就業規則・給与規定
- ④総勘定元帳・補助簿・現金出納簿
- ⑤賃金台帳
- ⑥出勤簿・タイムカード
- ⑦労働者名簿
- ⑧雇用契約書・労働条件通知書
- ⑨源泉徴収簿
- ⑩雇用保険関係書類
- ⑪その他必要と指示された書類

事前通知と共に様式を送付いたします。事前に作成し調査当日に提出してください。
神奈川労働局HPから様式を入手してPC作成することも可能です。

※当日は立会人の記名か署名が必要になります。

末尾5の場合(上記に加えて下記の書類も必要になります。)

一括有期事業総括表(控)、一括有期事業報告書(控)、請負契約書、変更契約書、設計書、請書、工事金入金明細書、工事台帳、工事工程表、工事仕様書、元請下請間の請書等